

# 平成 25 年度 定時 会員 総会 議案

平成 25 年度  
事業報告（報告事項）  
正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録（承認事項）

自平成 25 年 1 月 1 日  
至平成 25 年 12 月 31 日（平成 26 年 1 月 5 日※注記 1）

平成 26 年度  
事業計画、収支予算書（報告事項）

自平成 26 年 1 月 6 日 至 平成 26 年 12 月 31 日

「公益社団法人移行認定」について（報告事項）

理事及び監事の選任（選任決議事項）  
その他（報告事項）

## ※注記 1

社団法人北海道倶楽部の最終会計年度である平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 1 月 5 日の期間については事業及び会計処理が行われませんでした。従って、平成 26 年 1 月 5 日末時点の状況は、平成 25 年度の期末と同じです。

このため、平成 25 年 12 月末を平成 26 年 1 月 5 日末と読みかえ、最終会計年度の期末の状況とします。

この件を、本会員総会に併せて付議します。

## ※注記 2

「社員総会参考書類」を本書は兼ねています。

## ※注記 3

「平成 25 年度定時会員総会招集通知」が裏表紙にあります。

平成 26 年 3 月 5 日  
公益社団法人北海道倶楽部



# 平成 25 年度定時会員総会 議案

## 平成 25 年度 事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録

自平成 25 年 1 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日

### 報告事項

平成 25 年度庶務事項報告	・・・ 1
平成 25 年度事業報告	・・・ 7
同上詳細（会報記事など）	・・・ 12
平成 25 年度会員異動状況	・・・ 23

### 承認事項

正味財産増減計算書（区分経理）	・・・ 24
貸借対照表	・・・ 25
財産目録	・・・ 26
キャッシュフロー計算書	・・・ 27
計算書類に対する注記	・・・ 28
監査報告書	・・・ 29

## 平成 26 年度 事業計画、収支予算書（報告事項）

自平成 26 年 1 月 6 日 至 平成 25 年 12 月 31 日

平成 26 年度事業計画	・・・ 30
平成 26 年度収支予算書	・・・ 33

## 「公益社団法人移行認定」について（報告事項）

移行手続きの流れ	・・・ 34
1. 移行認定書	・・・ 34
2. 登記簿（履歴事項全部証明書 写）	・・・ 35
3. 定款	・・・ 36
3. 会費規程	・・・ 46
4. 報酬規程	・・・ 47

## 理事及び監事の選任（選任決議事項）

### その他（報告事項）

理事及び監事の選任	・・・ 48
その他報告事項	・・・ 49

（金額は原則円単位です。）



# 平成 25 年度庶務事項報告

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで

種 別	概 要
<p>1. 総会 平成 24 年度通常総会 3 月 5 日</p>	<p><b>第 1 号議案「平成 2 4 年度 事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表」ほか承認の件</b> 議長は事務局長に説明を求めた。 議長は第 1 号議案につき前監事の西澤 正敬氏に監査報告を求めた。 西澤前監事は平成 2 4 年度の事業・会計報告内容につき諸資料、帳票、帳簿などを詳細に調査した結果、適法かつ適正であること、理事の職務遂行についても適法かつ適正であることを報告した。 議長は第 1 号議案につき質問、意見を求めたが、全員異議無しとの声により第 1 号議案は原案通り承認されたことを告げた。</p> <p><b>第 2 号議案「平成 2 5 年度 事業計画、収支予算書」承認の件</b> 議長は事務局長に説明を求めた。 議長は第 2 号議案につき質問、意見を求めた。全員異議無しとの声により第 2 号議案は原案通り承認されたことを告げた。</p> <p><b>第 3 号議案『「公益社団法人移行認定」について』承認の件</b> 議長は事務局長に説明を求めた。 議長は第 3 号議案につき質問、意見を求めたが、全員異議無しとの声により第 3 号議案は原案通り承認されたことを告げた。</p> <p><b>第 4 号議案 その他議案</b> 「定款第 2 条の変更について」承認の件（仮事務所移転に伴う所在地変更） 「定款第 11 条に基づく会費未納者等の除名について」承認の件 議長は事務局長に説明を求めた。 第 4 号議案につき質問、意見を求めたが、全員異議無しとの声により第 4 号議案は原案通り承認されたことを告げた。 西村議長 議長より、本日の議決は会員総数の 2 / 3 以上という要件を満たしていると発言があった。 最後に、ご意見等いただければとの発言があった。 発言会員 公益認定による寄付金等の税務のメリットを期待する。 発言会員 評議員の若返り等、評議員選任方法を一考いただきたい。 西村議長 ご意見はよく承った、参考にしたい。 以上により本日の全議案審議は終了したので、午後 1 時 3 0 分過ぎ、議長は平成 2 4 年度通常総会の終了を告げた。 (於 東京 恵比寿 サッポロビール㈱ 本社講堂)</p>
<p>平成 25 年 8 月臨時総会 8 月 28 日</p>	<p><b>平成 24 年度通常総会で決議した「公益社団法人移行認定」についてを修正、追加する件（新法人の定款を修正する件）</b> 議長は事務局長に説明を求めた。 事務局長から、移行認定にあたり公益認定等委員会事務局との協議で、議案の通り、社員を正会員と維持会員とすること、その他法人法などとの平仄を合わ</p>

種 別	概 要
	<p>せる修正を行いたい旨の説明があった。</p> <p>議長は臨時総会議案につき質問、意見を求めたが、全員異議無しとの声により臨時総会議案は原案通り承認されたことを告げた。</p> <p>西村議長 議長より、本日の議決は会員総数の2 / 3 以上という要件を満たしていると発言があった。</p> <p>以上により本日の全議案審議は終了し、午後1時30分過ぎ、議長は平成25年臨時総会の終了を告げた。</p> <p>(於 東京 恵比寿 サッポロビール(株) 本社講堂)</p>
<p>2. 理事会</p> <p>2月21日</p>	<p><b>第1号議案 通常総会議案、ほかの件</b></p> <p>(1) 平成25年3月5日開催の平成24年通常総会の議案の件</p> <p>(2) 通常総会で、定款第41条を充足する議決に達しない場合、定款第25条第2項に定める臨時総会を招集し、臨時総会での議決を求める件</p> <p>事務局長から上記議案に基づき説明、報告があった。</p> <p>上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第2号議案 新入会員審査、会員・会費の推移の件</b></p> <p>事務局長から上記議案に基づき説明、報告があった。</p> <p>上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第3号議案 理事・監事 辞任、就任の件</b></p> <p>事務局長から上記議案に基づき説明、報告があった。</p> <p>上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第4号議案 その他</b></p> <p>(1) 新年交礼会実施結果について</p> <p>(2) 本年度は会員名簿発行年で、かつ公益社団法人認定の年度にも該当するのでこれを記念し公益事業推進のため、広告出稿、寄附等の御願いする件</p> <p>(3) 総会開催日程</p> <p>(4) 平成25年の理事会予定</p> <p>事務局長から上記議案に基づき説明、報告があった。</p> <p>上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p>最後に議長より、下記の発言があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の議決は理事総数の2 / 3以上という要件を満たしている。</li> <li>・評議員の最終的な人選は新しい法人の理事会で、選考基準などを定めた上決定することになるだろう。</li> </ul> <p>以上により、午後1時前、理事会は終了した。</p> <p>(於 北海道東京事務所 会議室)</p>
<p>4月26日 (書面理事会)</p>	<p>下記第1号議案から第3号議案まで、原案の通り賛成の表決者39名ですべて可決、承認された。</p> <p><b>第1号議案 新入会員審査の件</b></p>

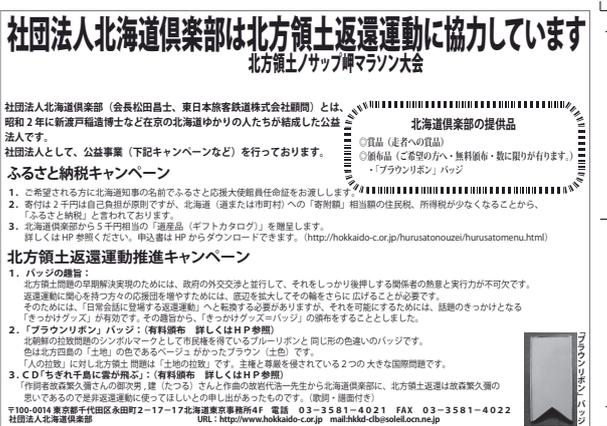
種 別	概 要
	<p><b>第2号議案 公益社団法人移行認可の件</b>  <b>第3号議案 その他（報告承認事項）</b></p> <p>1. キャンペーンの様況（平成25年4月16日現在）</p> <p>① ふるさと納税の様況</p> <p>② ブラウンリボンバッジの様況</p> <p>③ 新幹線バッジの様況</p> <p>2. 交流の夕べ（予定）、交流イベント（予定）ほか</p> <p>3. 理事会の予定</p>
6月20日	<p><b>第1号議案 公益社団法人移行認定の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第2号議案 交流の夕べの件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第3号議案 第32回北方領土ノサップ岬マラソン大会協力の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第4号議案 北方領土周辺地域視察、交流事業の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第5号議案 北海道フェア参加の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第6号議案 交流イベントの件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第7号議案 新入会員審査、会員・会費の推移の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  なお、入会資料には入って居ないが、現在登録会員の小池明夫副会長と村上隆男副会長の正会員入会について諮られた。（新公益法人の役員をすべて正会員とするため。）  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第8号議案 嘱託職員の雇用について</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第9号議案 その他</b></p> <p>(1) 特別講演会の件</p> <p>(2) 「千島桜満開プロジェクト」の件</p> <p>(3) 後援名義の使用承認の件</p>

種 別	概 要
	<p>(4) 会員名簿発行年 広告出稿、寄附等の御願い  (5) 倶楽部宛の寄附制度の創設を検討する。(部会で検討)  (6) 北海道東京事務所の使用に関する覚書について (添付資料)  (7) 理事会予定  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。  以上により、午後1時前、理事会は終了した。  (於 北海道東京事務所 会議室)</p>
8月8日	<p><b>第1号議案 公益社団法人移行認定に伴う臨時総会議案及び臨時総会招集の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。  (全員の【理事総数の2/3 (27人) 以上】賛成が得られましたので、定款変更などの議案が決議されました。)</p> <p><b>第2号議案 交流の夕べ開催報告の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第3号議案 北方領土周辺地域視察、交流事業の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第4号議案 新入会員審査、会員・会費の推移の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第5号議案「千島桜満開プロジェクト」の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第6号議案 その他</b>  (1) 特別講演会の件  協議の結果、荒井 聰 (衆議院議員 (6期)、衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員長) さんを迎え9月17日、13時30分～15時まで、衆議院議員会館内で実施すると決議された。  (2) 後援名義の使用承認の件  (3) 北海道東京事務所の使用に関する覚書締結に伴い、登記事項を以下の通り変更することとなった。  「北海道倶楽部の主たる事務所を9月17日に東京都千代田区永田町二丁目17番17号に変更する。」  (4) 以後の平成25年の理事会予定。  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。  以上により、午後1時前、理事会は終了した。</p>

種 別	概 要
	(於 北海道東京事務所 会議室)
10月17日	<p><b>第1号議案 キャンペーン等報告の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第2号議案 新年交礼会について</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第3号議案 新入会員審査の件</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第4号議案 北海道事務所移転と知事との懇談会について</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第5号議案 公益法人認定その他</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。  以上により、午後1時前、理事会は終了した。  (於 北海道東京事務所 会議室)</p>
12月19日	<p><b>第1号議案 公益社団法人への移行認定ほかについて</b></p> <p>(1) 公益社団法人移行について  内閣総理大臣宛に申請していた公益社団法人移行の件は、11月22日付で内閣府公益認定等委員会から内閣総理大臣宛に「相当である。」旨の答申書が出された(別紙 移行認定申請書、答申書 参照)。倶楽部として、「認定書」の交付を受けた後、平成26年1月6日に登記申請をし、以後「公益社団法人北海道倶楽部」となる予定である。</p> <p>(2) 定款他について  8月の臨時総会で決議された公益社団法人の定款はさらに軽微な変更が加えられ最終の定款は別紙(平成25年度定時会員総会議案「新法人の定款」)の通りである。会費規程も同様に軽微な変更が加えられた。</p> <p>(3) 新法人設立後の課題  新法人の最初の理事会で想定される定款、組織等に係る議案・課題は、別紙の通りである。公益事業推進のための財務体質の強化、寄附金制度の創設なども課題である。</p> <p>事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第2号議案 本年度事業報告・正味財産増減計算書・貸借対照表、事業計画策定・収支予算書作成の方針</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。</p>

種 別	概 要
	<p>上記の説明、報告等について、  給料手当は削減せず、寄附予算を増額し、平成 26 年予算（議案＜ 4 1 P ＞）  を修正し対応すべきであるとの理事会議決がされた。（第 5 号議案（1）参照、  議事録末尾の予算書修正のとおり。）  その他については、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第 3 号議案 新入会員審査の件、会員数ほかについて</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第 4 号議案 キャンペーンほか報告</b>  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  平成 26 年 1 月 1 日からギフト贈呈の寄附額は 5 万円以上とすることを含め、  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。</p> <p><b>第 5 号議案 その他</b>  (1) 事務局長との給料減額に関する契約締結について  会長他理事各位から意見があり、給料手当は削減すると、もとに戻すのは容易  ではない。給料手当は削減せず、寄附予算を増額し、平成 26 年予算書を修正  し対応すべきであるとの理事会議決がされた。（第 1 号議案参照）  (2) 総会  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案のとおり、3 月 5 日に定時會  員総会を行うことが了承された。  (3) 平成 2 6 年の理事会、評議員会、部会の予定  事務局長から議案に基づき説明、報告があった。  上記の説明、報告等について、全員異議無く議案の通り了承された。  以上により、午後 1 時すぎ、理事会は終了した。  （於 北海道東京事務所 会議室）</p>

種 別	概 要																																																																																																							
<p><b>1.キャンペーン推進のための事業</b></p> <p>新年交礼会 1月25日</p>	<p>・1月25日(金)18時 ホテルニューオータニ麗の間 会費1万円</p> <p>・約160名の参加で、キャンペーン「北方領土返還」「北海道新幹線早期実現」「ふるさと納税」をテーマに新年交礼会を開催した。</p> <div data-bbox="973 152 1484 862" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;"><b>We Love Hokkaido</b></p> <p style="text-align: center;"><b>社団法人北海道倶楽部</b> <b>平成25年新年交礼会</b></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1. 開会の辞 北海道倶楽部副理事長 香西 慧</p> <p>2. ご挨拶～キャンペーンについて 北海道倶楽部理事長 西村 守正</p> <p>3. 来賓挨拶 大臣官房審議官 小西 昭 様 東京事務所長 加藤 聡</p> <p>4. 来賓ほかのご紹介 (敬称略)</p> <p>5. 主催者ご挨拶 北海道倶楽部会長 松田 昌士</p> <p>6. 乾杯 北海道倶楽部副会長 村上 隆男</p> <p>7. 懇談 6:30 積極的な交流(名刺交換など)をお願いします。</p> <p>8. 閉会(流れ解散) 8:00</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>4. 来賓ほかのご紹介 (敬称略) 義覚・国会議員 (および事務所代理の方) 衆議院議員 荒井 聡 衆議院議員 稲津 久 (代理) 衆議院議員 今津 寛 衆議院議員 加藤 修一 新元大地代表 鈴木 宗男 衆議院議員 町村 信孝 (代理)</p> <p>国土交通省 大臣官房審議官 小西 昭</p> <p>北海道 東京事務所長 加藤 聡</p> <p>道内市町村東京事務所長 旭川市 小池 勇一 札幌市 森 利文 室蘭市 佐賀 孝志</p> <p>ご招待 タレント 原 一平</p> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; text-align: center;">平成25年1月25日(金)午後6時～8時 会場 ホテルニューオータニ「麗の間」</p> <div style="text-align: center;">  <p><b>ふるさと納税・北方領土返還・新幹線早期実現</b> <b>キャンペーン</b></p> <p>ご来場の方は「新幹線」か「ブラウンリボン」 バッジをお付けいただくと、お願い申しあげます。(会場内でも用意しております。) 4個1組千円)</p> </div> <p style="font-size: x-small;">北海道ワイン様より「ナイアガラ」1ケース ポッカソッポロフード&amp;ビバレッジ株式会社様より玉露入りお茶1ケースとキレートレモン1ケースを御贈頂戴しました。 ※ お帰りに豆餅と以前頂いた協賛品をお土産にご用意しておりますので、是非お持ち帰り下さい。 (数に限りがございますので、ご了承下さい。)</p> </div>	<p>1. 開会の辞 北海道倶楽部副理事長 香西 慧</p> <p>2. ご挨拶～キャンペーンについて 北海道倶楽部理事長 西村 守正</p> <p>3. 来賓挨拶 大臣官房審議官 小西 昭 様 東京事務所長 加藤 聡</p> <p>4. 来賓ほかのご紹介 (敬称略)</p> <p>5. 主催者ご挨拶 北海道倶楽部会長 松田 昌士</p> <p>6. 乾杯 北海道倶楽部副会長 村上 隆男</p> <p>7. 懇談 6:30 積極的な交流(名刺交換など)をお願いします。</p> <p>8. 閉会(流れ解散) 8:00</p>	<p>4. 来賓ほかのご紹介 (敬称略) 義覚・国会議員 (および事務所代理の方) 衆議院議員 荒井 聡 衆議院議員 稲津 久 (代理) 衆議院議員 今津 寛 衆議院議員 加藤 修一 新元大地代表 鈴木 宗男 衆議院議員 町村 信孝 (代理)</p> <p>国土交通省 大臣官房審議官 小西 昭</p> <p>北海道 東京事務所長 加藤 聡</p> <p>道内市町村東京事務所長 旭川市 小池 勇一 札幌市 森 利文 室蘭市 佐賀 孝志</p> <p>ご招待 タレント 原 一平</p>																																																																																																					
<p>1. 開会の辞 北海道倶楽部副理事長 香西 慧</p> <p>2. ご挨拶～キャンペーンについて 北海道倶楽部理事長 西村 守正</p> <p>3. 来賓挨拶 大臣官房審議官 小西 昭 様 東京事務所長 加藤 聡</p> <p>4. 来賓ほかのご紹介 (敬称略)</p> <p>5. 主催者ご挨拶 北海道倶楽部会長 松田 昌士</p> <p>6. 乾杯 北海道倶楽部副会長 村上 隆男</p> <p>7. 懇談 6:30 積極的な交流(名刺交換など)をお願いします。</p> <p>8. 閉会(流れ解散) 8:00</p>	<p>4. 来賓ほかのご紹介 (敬称略) 義覚・国会議員 (および事務所代理の方) 衆議院議員 荒井 聡 衆議院議員 稲津 久 (代理) 衆議院議員 今津 寛 衆議院議員 加藤 修一 新元大地代表 鈴木 宗男 衆議院議員 町村 信孝 (代理)</p> <p>国土交通省 大臣官房審議官 小西 昭</p> <p>北海道 東京事務所長 加藤 聡</p> <p>道内市町村東京事務所長 旭川市 小池 勇一 札幌市 森 利文 室蘭市 佐賀 孝志</p> <p>ご招待 タレント 原 一平</p>																																																																																																							
<p>交流の夕べ 8月2日</p>	<p>・日時：平成25年8月2日(金)18～20時</p> <p>・場所：銀座スターホール(東京都中央区銀座5-8-1 サッポロ銀座ビル9F)</p> <p>・会費7,000円</p> <p>・参加者 参加117名</p> <p>・夕張市長を迎えて夕張メロンの直販や夕張メロンソーダの無料頒布など夕張市支援キャンペーンを行なった。</p> <p>・新幹線「早期実現バッジ」、北方領土早期返還「ブラウンリボンバッジ」(「ちぎれ千島に雲がとぶ」CD告知)、ふるさと納税「ギフトカタログ」のキャンペーン実施。</p> <div data-bbox="973 907 1484 1579" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>第17回北海道倶楽部交流の夕べ</b> 平成25年8月2日(金) 銀座スターホール</p> <p>次 第 (開始18時00分)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 開会挨拶</td> <td style="width: 50%;">西村 守正(理事長)</td> </tr> <tr> <td>2. 祝 辞</td> <td>岡部 和憲 様 (国土交通省 大臣官房審議官)</td> </tr> <tr> <td>3. 夕張市長挨拶</td> <td>鈴木 元人 様 (北海道 東京事務所 所長)</td> </tr> <tr> <td>4. 主催者挨拶</td> <td>鈴木 直道 様</td> </tr> <tr> <td>5. ご来賓、国会議員、東京事務所ほかご紹介 新入会員ご紹介</td> <td>(名簿〇印記載の通り) (敬称略) 昨年来の「新入正会員」および「新入維持会員所属の登録会員」のいずれも出席 者(名簿〇印記載の通り)</td> </tr> <tr> <td>6. 乾 杯(18時30分)</td> <td>村上 隆男(副会長)</td> </tr> <tr> <td>7. 懇 談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 抽選会(19時15分)</td> <td>香西 慧 (副理事長)</td> </tr> <tr> <td>9. 中締め(20時00分)</td> <td>岡村 進 (副理事長)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(20時00分～ 流れ散会)</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>第17回 交流の夕べ</b> <b>社団法人北海道倶楽部</b></p> <p><b>夕張市に力を!!</b></p> <p><b>鈴木夕張市長に支援の気持ちを</b></p> <p><b>新幹線早期実現</b> <b>ブラウンリボンバッジ</b> <b>ギフトカタログ</b> <b>北方領土返還</b> <b>ふるさと納税</b></p> </div> </div>	1. 開会挨拶	西村 守正(理事長)	2. 祝 辞	岡部 和憲 様 (国土交通省 大臣官房審議官)	3. 夕張市長挨拶	鈴木 元人 様 (北海道 東京事務所 所長)	4. 主催者挨拶	鈴木 直道 様	5. ご来賓、国会議員、東京事務所ほかご紹介 新入会員ご紹介	(名簿〇印記載の通り) (敬称略) 昨年来の「新入正会員」および「新入維持会員所属の登録会員」のいずれも出席 者(名簿〇印記載の通り)	6. 乾 杯(18時30分)	村上 隆男(副会長)	7. 懇 談		8. 抽選会(19時15分)	香西 慧 (副理事長)	9. 中締め(20時00分)	岡村 進 (副理事長)																																																																																					
1. 開会挨拶	西村 守正(理事長)																																																																																																							
2. 祝 辞	岡部 和憲 様 (国土交通省 大臣官房審議官)																																																																																																							
3. 夕張市長挨拶	鈴木 元人 様 (北海道 東京事務所 所長)																																																																																																							
4. 主催者挨拶	鈴木 直道 様																																																																																																							
5. ご来賓、国会議員、東京事務所ほかご紹介 新入会員ご紹介	(名簿〇印記載の通り) (敬称略) 昨年来の「新入正会員」および「新入維持会員所属の登録会員」のいずれも出席 者(名簿〇印記載の通り)																																																																																																							
6. 乾 杯(18時30分)	村上 隆男(副会長)																																																																																																							
7. 懇 談																																																																																																								
8. 抽選会(19時15分)	香西 慧 (副理事長)																																																																																																							
9. 中締め(20時00分)	岡村 進 (副理事長)																																																																																																							
<p>北方領土隣接地域視察 8月17～18日</p>	<p>・北海道北方領土対策根室地域本部からの呼びかけに応じ、松田会長、岡村副理事長、香西副理事長、本間事務局長の参加で8月17～18日に行われた。</p> <p>・別紙の通り、もり沢山の有意義な交流を果たした。</p> <p>・費用原則各人負担(交通費・宿泊費)</p> <div data-bbox="941 1736 1484 2094" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">平成25年度(28)北海道倶楽部北方領土対策視察日程表(目録)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>時</th> <th>行</th> <th>時</th> <th>行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">8/17 (土)</td> <td>12:10</td> <td>【出発】</td> <td>12:10</td> <td>【到着】</td> </tr> <tr> <td>12:15</td> <td>【開会】</td> <td>12:15</td> <td>【開会】</td> </tr> <tr> <td>12:30</td> <td>【ご挨拶】</td> <td>12:30</td> <td>【ご挨拶】</td> </tr> <tr> <td>12:45</td> <td>【懇談】</td> <td>12:45</td> <td>【懇談】</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>【お弁当】</td> <td>13:00</td> <td>【お弁当】</td> </tr> <tr> <td>13:15</td> <td>【視察】</td> <td>13:15</td> <td>【視察】</td> </tr> <tr> <td>13:30</td> <td>【視察】</td> <td>13:30</td> <td>【視察】</td> </tr> <tr> <td>13:45</td> <td>【視察】</td> <td>13:45</td> <td>【視察】</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>【お弁当】</td> <td>14:00</td> <td>【お弁当】</td> </tr> <tr> <td>14:15</td> <td>【懇談】</td> <td>14:15</td> <td>【懇談】</td> </tr> <tr> <td>14:30</td> <td>【お茶会】</td> <td>14:30</td> <td>【お茶会】</td> </tr> <tr> <td>14:45</td> <td>【閉会】</td> <td>14:45</td> <td>【閉会】</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">8/18 (日)</td> <td>7:40</td> <td>【起床】</td> <td>7:40</td> <td>【起床】</td> </tr> <tr> <td>8:40</td> <td>【朝食】</td> <td>8:40</td> <td>【朝食】</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>【出発】</td> <td>9:00</td> <td>【出発】</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>【視察】</td> <td>10:00</td> <td>【視察】</td> </tr> <tr> <td>10:30</td> <td>【お弁当】</td> <td>10:30</td> <td>【お弁当】</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>【視察】</td> <td>11:00</td> <td>【視察】</td> </tr> <tr> <td>11:30</td> <td>【お弁当】</td> <td>11:30</td> <td>【お弁当】</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>【視察】</td> <td>12:00</td> <td>【視察】</td> </tr> <tr> <td>12:30</td> <td>【お弁当】</td> <td>12:30</td> <td>【お弁当】</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>【視察】</td> <td>13:00</td> <td>【視察】</td> </tr> <tr> <td>13:30</td> <td>【お弁当】</td> <td>13:30</td> <td>【お弁当】</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>【閉会】</td> <td>14:00</td> <td>【閉会】</td> </tr> </tbody> </table> </div>	日	時	行	時	行	8/17 (土)	12:10	【出発】	12:10	【到着】	12:15	【開会】	12:15	【開会】	12:30	【ご挨拶】	12:30	【ご挨拶】	12:45	【懇談】	12:45	【懇談】	13:00	【お弁当】	13:00	【お弁当】	13:15	【視察】	13:15	【視察】	13:30	【視察】	13:30	【視察】	13:45	【視察】	13:45	【視察】	14:00	【お弁当】	14:00	【お弁当】	14:15	【懇談】	14:15	【懇談】	14:30	【お茶会】	14:30	【お茶会】	14:45	【閉会】	14:45	【閉会】	8/18 (日)	7:40	【起床】	7:40	【起床】	8:40	【朝食】	8:40	【朝食】	9:00	【出発】	9:00	【出発】	10:00	【視察】	10:00	【視察】	10:30	【お弁当】	10:30	【お弁当】	11:00	【視察】	11:00	【視察】	11:30	【お弁当】	11:30	【お弁当】	12:00	【視察】	12:00	【視察】	12:30	【お弁当】	12:30	【お弁当】	13:00	【視察】	13:00	【視察】	13:30	【お弁当】	13:30	【お弁当】	14:00	【閉会】	14:00	【閉会】
日	時	行	時	行																																																																																																				
8/17 (土)	12:10	【出発】	12:10	【到着】																																																																																																				
	12:15	【開会】	12:15	【開会】																																																																																																				
	12:30	【ご挨拶】	12:30	【ご挨拶】																																																																																																				
	12:45	【懇談】	12:45	【懇談】																																																																																																				
	13:00	【お弁当】	13:00	【お弁当】																																																																																																				
	13:15	【視察】	13:15	【視察】																																																																																																				
	13:30	【視察】	13:30	【視察】																																																																																																				
	13:45	【視察】	13:45	【視察】																																																																																																				
	14:00	【お弁当】	14:00	【お弁当】																																																																																																				
	14:15	【懇談】	14:15	【懇談】																																																																																																				
	14:30	【お茶会】	14:30	【お茶会】																																																																																																				
	14:45	【閉会】	14:45	【閉会】																																																																																																				
8/18 (日)	7:40	【起床】	7:40	【起床】																																																																																																				
	8:40	【朝食】	8:40	【朝食】																																																																																																				
	9:00	【出発】	9:00	【出発】																																																																																																				
	10:00	【視察】	10:00	【視察】																																																																																																				
	10:30	【お弁当】	10:30	【お弁当】																																																																																																				
	11:00	【視察】	11:00	【視察】																																																																																																				
	11:30	【お弁当】	11:30	【お弁当】																																																																																																				
	12:00	【視察】	12:00	【視察】																																																																																																				
	12:30	【お弁当】	12:30	【お弁当】																																																																																																				
	13:00	【視察】	13:00	【視察】																																																																																																				
	13:30	【お弁当】	13:30	【お弁当】																																																																																																				
	14:00	【閉会】	14:00	【閉会】																																																																																																				

種 別	概 要
	<p>・現地での、各所説明者謝礼、交流会費用等（計 101,745 円概算）は倶楽部負担。</p> <p>・今回の訪問で、北方領土隣接地域の振興のため、倶楽部と三國シェフと北方領土隣接地域 1 市 4 町との「食を通じた豊かな縁に関する覚書」の調印式が行われた。これに基づき来年 6 月予定のユネスコ協会連盟の総会時にイベントを行うべく企画を行いたい。</p> 
<p>北方領土ノサップ岬マラソンに協力 8月19日</p>	<p>マラソン大会の「プログラム広告」と「賞品提供（北海道倶楽部賞）」</p> <p>日時：8月19日（日） 根室市役所前集合、603名参加（大会史上3番目に多い）</p> <p>・担当倶楽部役員として小池副会長が閉会式・授賞式（プレゼンター）に参加予定だったが所用により急遽欠席となり、倶楽部は参加しないこととなった。</p> <p>・費用はブラウンリボンバッジ提供 30,000 円、プログラム広告 20,000 円、賞品提供 51,970 円、その他で合計 104,000 円であった。</p> 
<p>北海道フェアに出展 10月4～6日</p>	<p>・10月4～6日の3日間、代々木公園で開催</p> <p>・総入場者36万人を超えた。</p> <p>・北方領土返還、北海道新幹線早期実現、ふるさと納税キャンペーンを行った。</p> <p>・本年は北海道が倶楽部のブース内に北方領土返還署名コーナーを設け、36万人の入場者に向け、北方領土問題のアピールを行うとともに、1,000人近い署名を集めた。このコーナーには、内閣府北方対策本部の担当者も加わって、アピールした。</p> <p>・イベントの一環でかぼちゃ（帯広農業高等学校農場産、先着300名）のプレゼントを行った。</p> <p>北海道情報紙 北海道“NOW”を配布し、根室地域と夕張市の紹介など（二・三面）北海道情報（キャンペーン等）の発信と北海道フェアの告知を行った。</p> <p>・今回初めて、内閣府から広告出稿（四面）された。</p>

種 別	概 要
	

第 50 回交流イベント  
10月25日  
(旧道産子の会)

下記の次第でおこなわれたが、台風の影響もあり参加者の減少と事業収支の悪化が見られた。

(参加者約  
300名)



**We Love Hokkaido 北海道キャンペーン**

ふるさと納税・北方領土返還・新幹線早期実現

## 第五十回交流イベント次第

担当理事 香西 慧 司会 下角 陽子  
十七時三十分 受付開始  
十七時四十分 歓迎 歌うハイオリスト「道野田」  
十八時〇〇分 開演

- 一、開会の辞（北海道倶楽部部長 西村 守正）
- 二、国土交通省ご挨拶  
国土交通大臣官房審議官 小西 昭 殿
- 三、北海道ご挨拶  
北海道 東京事務所長 浦本 元人 殿
- 四、政党、国会議員、国土交通省、北海道、市町村長、宮崎県関係者ほかご紹介
- 五、北海道倶楽部会長挨拶 松田 昌士
- 六、ふるさと納税 感謝状贈呈 松田 昌士  
ふるさと北海道応援大使 岡村 進
- 七、乾杯 北海道倶楽部副会長 村上 隆男
- 八、懇親（十八時三十分）  
「ちぎれ千島に雲が飛ぶ」ほか  
歌うハイオリスト「清野百音」（十八時四十分）
- 九、福引き抽選（十九時）

散会（二十時流れ散会 予定）

・ 倶楽部の「北海道へのふるさと納税等寄附の推進運動、ふるさと納税を3回以上継続している方でイベントに参加している方（前回贈呈の方を除く）に感謝状を贈呈した。

・ NPO 法人住んでみたい北海道推進会議より、ブースの設置と広報活動をしたとの申し出があり、会場費の分担12.5万円（広告収入）を頂き、北海道居住の広報活動の支援をした。

**2. キャンペーン**  
①ふるさと納税キャンペーン  
②北方領土返還推進「ブラウンリボンバッジ」「千島桜バッジ」キャンペーン

ギフトの申込み数等は下記の通りであった。（開始 2008 年 7 月）  
本年度申込者総数 490 名（昨年 245 名）  
道 37.8%（昨年 18%）市町村比 62.2%（昨年 82%）  
寄附金額総計 31,193,000 円（昨年 17,229,100 円）

1. ブラウンリボンバッジについて  
北方領土問題の早期解決実現のためには、政府の外交交渉と並行して、それをしっかり後押しする関係者の熱意と実行力が不可欠ですが、返還運動に関心を持つ方々の応援団を増やすためには、底辺を拡大してその輪をさらに 広げることが必要です。

そのためには、「日常会話に登場する返還運動」へと転換する必要がありますが、それを可能にするためには、話題のきっかけとなる「きっかけグッズ」が有効です。その趣旨から、「きっかけグッズ」の頒布活動を事業 として推進するものです。

ブラウンリボンバッジ配布数等は下記の通りである。（配布開始 2010 年 1 月）

種 別	概 要
<p>③北海道新幹線早期実現「新幹線バッジ」キャンペーン</p>	<p>配布バッジ数累計 18,392 個（無料分を含む）（うち本年度配布 2,594 個）  収入総額 3,219,323 円  （発注バッジ総数 22,551 個、発注総額 2,610,000 円）</p> <p>2. 千島桜バッジについて  「シンボルの花」  北方領土返還要求運動の新たな展開を図るため、返還要求運動の統一的なシンボルとして、誰もが親しみやすく身近に感じる「花」を選び、北方領土啓発資材等に「花」をモチーフにしたイラストを使用して、北方領土問題の一層の啓発を図るとともに世論の結集に務めることを目的に広く道内から公募されました。イラスト化した「千島桜」のシンボルマークは、リーフレットなどの啓発資材等に活用され、北方領土返還要求運動の気運を盛り上げており、9月5日よりバッジの頒布を開始しました。  ブラウンリボンバッジ配布数等は下記の通りである。（配布開始 2010 年 1 月）  配布バッジ数累計 258 個（無料分を含む）収入総額 61,750 円  （発注バッジ総数 2000 個、発注総額 140,000 円）</p> <p>3. 「ちぎれ千島に雲が飛ぶ」の CD 配布  上記の CD が作成され、安価にご提供いただいたので、併せて有料配布した。（送料込み千円） 累計 429 枚、本年度 3 枚（無料分を含む）  累計収入金額 370,600 円 本年度収入金額 3,000 円</p> <p>1. 北海道新幹線早期実現推進の意識を高めるための早期実現「新幹線」バッジを実費で頒布する。  2. 趣旨：北海道新幹線早期実現のためには、それをしっかり後押しする関係者の熱意と実行力が不可欠ですが、新幹線早期実現推進運動の応援団を増やすためには、底辺を拡大してその輪をさらに広げることが必要である。  そのためには、「日常会話に登場する北海道新幹線早期実現推進運動」をする必要がありますが、それを可能にするためには、話題のきっかけとなる「きっかけグッズ」が有効である。その趣旨から、「きっかけグッズ」の頒布活動を事業として推進するものである。  3. 早期実現「新幹線」バッジ：  絵柄で北海道と新幹線を、文字で北海道と新幹線への想いを表現した。25mm サイズのピンバッジである。色は北海道のイメージー緑と、情熱・熱意を表す赤を配色した。北海道新幹線早期実現のため、話題の「きっかけ」グッズとなれば幸いである。交流事業、メディア事業などを活用し全国に配布した。  バッジ配布数等は下記の通りである。（配布開始 2010 年 8 月）  配布バッジ数累計 3,098 個（無料分を含む）（うち本年度配布 57 個）  収入総額 483,658 円（発注バッジ総数 6,000 個、金額 675,675 円）  （平成 24 年 6 月工事実施計画が認可、早期の開業が今後の課題である。）</p>

種 別	概 要
<p><b>3. キャンペーン推進のための調査研究事業</b></p> <p>シンポジウム「北方領土問題の視点」開催 9月17日</p>	<p>・幅広い視点で北方領土問題を議論し、今解決のチャンスを迎えているとの認識を披露した。</p> <p>・日時：9月17日13時30分開始</p> <p>・会場：衆議院第一議員会館大会議室</p> <p>・参加者：100人超（一般を含む）</p> <p>・パネリスト：荒井 聰氏（衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長・衆議院議員）・松田 昌士氏（倶楽部会長・東日本旅客鉄道(株)顧問）・間瀬 雅晴氏（(独)北方領土問題対策協会前理事長・倶楽部幹事）</p> <p>・入場無料、パネリストの謝礼、会場費は無償（参加者のペットボトル代は倶楽部負担）</p> <div data-bbox="1050 212 1484 795" data-label="Image"> </div>
<p><b>4. キャンペーン推進のためのメディア事業</b></p> <p>北海道情報紙「北海道”NOW”」の配布</p> <p>「北海道”NOW”」増刊(別冊)(カラー版)の配布</p> <p>北海道情報ラック設置</p>	<p>本年度もメディア事業は、北海道情報の北海道外への広報活動を志向した。第666号から第677号まで発行（毎月1日、ただし2月1日号は休刊）会員以外への会報の配布も積極的におこなった。（ふるさと会、同窓会、北海道情報ラックなど）</p> <p>・広報紙「北海道”NOW”」（増刊）の発行配布は公益事業として、会員外の読者層を狙った記事を集め、配布対象を広げ配布することを目指すものである。増刊5号目（第674号別冊10月1日）の発行北海道情報（キャンペーン等）の発信と北海道フェアの告知を行った。</p> <p>・11万部印刷し、代々木沿線に新聞（全国紙3紙）の折り込み配布（10万部）をした。</p> <p>・北海道フェア in 代々木会場内北海道倶楽部のブースで配布した。</p> <p>・北海道ふるさと会連合会の各会にても配布</p> <p>・北方領土隣接地域の特集記事掲載協力を受けた北海道根室振興局・夕張市に送り配布した。</p> <p>23カ所（レストラン、店舗等）設置 北海道関連のパンフレット 北海道情報紙「北海道”NOW”」などを毎月送付</p>
<p><b>5. 後援名義の付与</b></p>	<p>(1) NPO法人北海道科学活動ネットワーク「2013 青少年のための科学の祭典北海道内の大会」</p> <p>(2) ふるさと会連合会「第19回産直フェア」（北海道フェア）</p>



# (社)北海道倶楽部 平成25年度 新年交礼会 We Love Hokkaido キャンペーン

ふるさと納税・北方領土返還・新幹線早期実現

## 北海道振興のための 3大運動をテーマに 新年交礼会



平成25年の新年交礼会が 奏(CD)とともに開始され、1月25日ホテルニユーオータ。タニで約150人を集め開かれた。冒頭、阿部武彦理事や当時を知る辰野清隆理事(写真)を真(上)の提唱で、イベントのテーマは上記の三大運動のキャンペーンで、故森トには欠かさず出席して、繁久彌さん作詞・歌唱の「ちた故納谷幸喜さん(元横綱、元大鵬)、国民栄誉賞受賞、元倶楽部会員)に黙祷を捧げた。

西村守正理事長の主催者挨拶の後、国土交通省の小西昭審議官、北海道の加藤聡東京事務所長の祝辞があり、岡村進副理事長から「ふるさと納税」キャンペーンなどの三大運動が順調であるとの報告(下欄記事参照)があった。その後、村上隆男副会長(サッポロホールディングス会長)の音頭で乾杯。参加者らは料理を楽しみながら名刺交換するなど会場にはあちこちに交流の輪が出来た。散会后、参加者は年賀「ふうれん田舎餅」などの土産を手に帰途についた。

# ふるさと納税推進!!

## 本年度のギフトカタログ決まる

北海道倶楽部が平成20年に開始した「道内自治体へのふるさと納税推進のため、納税者にギフトカタログを贈呈する事業」は好評で多くの申込がある。このほど、本年度版のカタログ(下記参照)が決まった。このカタログは本年12月16日受付分まで適用される。以降は内容を変更し、来年2月から受付を再開する。

- ふるさと納税キャンペーンの状況(平成25年5月24日現在)
- 本年度申込者(ギフトカタログ送付数) 46人
- 累計申込者 577人
- 本年度寄付金額合計 2,365千円
- 累計寄付金額 59,905千円

- ギフト申込方法
- ①北海道の自治体に3万円以上(自治体当り)の寄付
- ②寄附の証明を添付して北海道倶楽部に申込
- ③確定申告により税の特例(2千円を超えた分)を受ける。

**ふるさと納税ギフト 3月から新条件**

数カ所の寄付の合計で3万円以上という条件が1カ所3万円以上など、3月受付分から条件が変更される。(詳細はHP参照)

なお、昨年は申込者総数210名(前年76名)、寄附金額総計1560万円(前年915万円)と前年を大幅に上回った。

### 社団法人北海道倶楽部

ふるさと北海道応援大使館

## ギフトカタログ

ふるさと納税有り難うございました

**三國清三シェフ推奨**  
北海道の優れた食材や食品をみなさまに紹介させていただき、技術監督や産地交流を通じて北海道の食にかかわる生産者の方々に応援することを目的として作られたお認めの商品です。

①三國清三シェフ推奨  
北海道プレミアムアイスセット

ダブルチーズ120ml×4  
カスタードパナ・かぼちゃ  
各120ml×各3  
賞味期間：冷凍90日

②三國清三シェフ推奨  
北海道クリームブリュレ6本セット

内容量 85g×6  
賞味期間 冷凍90日

③はやきたチーズ パラエティセット

内容：カマンベール125g・クリームチーズ160g  
ブルーチーズ100g×1  
スモークモzzarellaチーズ130g×2  
賞味期間：冷凍25日

④北海道のおすすめスイーツ

④赤リ夕張メロンピュアゼリー  
80g×25個 賞味期間：常温270日

⑤北海道かりんとう 8点セット  
天然酵母かりんとう(黒糖・蜂蜜)、チーズかりんとう、牛乳かりんとう、生しょう油かりんとう、醤油かりんとう、そばかりんとう、やさいかりんとう/各85g  
賞味期間：常温90日

⑥花田みつ加氏の完熟蜂蜜2本セット

クローバー・アカシヤ各300g  
賞味期間：常温24ヶ月

**お申し込みとお届けについて**

社団法人北海道倶楽部

受付期間：平成25年12月16日まで(返信はつき受付締切、必着)

お申込方法：同封の請求書と商品画像を添付し、ご返送下さい。

商品発送：商品は業書投函後、10日ほどでお届け致します。

指定配達：到着日を指定される際は、業書投函より10日以降の指定が可能です。

商品納入元：**札幌味(味) 札幌通商株式会社**

〒060-0801 札幌市中央区南一条西1-1-1  
TEL: 011-251-1111  
FAX: 011-251-1112  
E-MAIL: info@札幌味.com

※期間中に掲載商品が廃品になった場合は、弊社よりご連絡の上、お詫言にてご返金させていただきます。

# 公益法人移行議案議決!!



## 平成24年度通常総会開く

北海道倶楽部の平成24年度通常総会が3月5日、サッポロビール本社講堂で開かれた。倶楽部の公益社団法人移行認定に向けて、重要なお知らせである総会での承認が得られた。定款の変更などには総会員の3分の2での議決が必要だが、会員の協力で、委任状を含め要件を満たし、「公益法人移行認定」について承認された。今後認定に向けて、早急に手続きをすすめることになる。

総会議案(下欄参照) 総会では1号議案から4号議案まですべて議決された。

議案の詳細は、倶楽部のホームページに総会の議事録として掲載されているので是非ご覧いただきたい。公益社団法人移行に関する第3号議案を除き、例年と同様に、

**現定款 (目的)**  
第4条 この法人は、北海道開発に関する調査、研究および啓蒙を行い、もってわが国経済の健全なる発展に寄与することを目的とする。  
(事業)  
第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。  
(1) 北海道開発に関する調査研究  
(2) 北海道の産業文化の向上のための事業  
(3) 北海道開発に関する広報を主とした出版物の刊行  
(4) 北海道開発に関する講演会、研究報告会、法令説明会および懇談会等の開催  
(5) 会員相互の啓蒙および親睦のための行事  
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

**定款の変更の案 (目的)**  
第3条 この法人は、北海道及び北海道内の市町村(関係の団体を含む。以下「北海道等」という。)の健全な発展に寄与することを目的とする。  
(事業)  
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 北海道等のための広報活動  
(2) 北海道等が主催・共催・後援する地域活性化事業の支援活動  
(3) 北方領土返還運動  
(4) 北海道等へのふるさと納税等寄附の推進運動  
(5) 北海道新幹線早期実現運動  
(6) 上記各号を達成するための広報紙の発行、講演会の開催及びイベントの開催・参加  
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

同じ標題の議案である。公益認定までに適正な正味財産額まで減少させることとしていた。平成25年度の経常損益までは正味財産が減少するようになるに予算を作り、平成26年度の収支予算から収支バランスをとるとの予算が承認された。(平成24年決算の正味財産(損益)計算書は下欄) 今総会で提案されたこの議案の中核となっているのが、「定款の変更の案」である。定款の変更の案は「目的」の変更の案は「北海道等」の健全な発展に寄与する。組織上は評議員会が創設され、現理事は原則として評議員となり、理事の数は10人以下とした。(現在の副理事長以上と事務局長)

正味財産増減計算書 (平成24年12月31日)

	当年度	前年度	増減
<b>[収入]</b>			
基本財産収入	60	120	△ 60
入会金	55,000	105,000	△ 50,000
正会員会費収入	3,170,000	3,570,000	△ 400,000
維持会員会費収入	7,560,000	7,290,000	270,000
広告収入	1,677,500	3,826,000	△ 2,148,500
交流・キャンペーン等収入	6,702,822	8,105,311	△ 1,402,489
寄付・協賛金	920,000	0	920,000
収入高合計	20,085,382	22,896,431	△ 2,811,049
<b>[事業費・管理費]</b>			
給料手当	8,460,503	8,352,394	108,109
諸謝金・雑給	855,000	510,000	345,000
法定福利費	387,940	431,033	△ 43,093
福利厚生費	38,500	0	38,500
退職給付繰入額	75,000	75,000	0
外注費	2,679,385	3,140,025	△ 460,640
搬送運賃	235,730	260,980	△ 25,250
広告宣伝費	1,142,232	743,188	399,044
会議費	191,764	123,720	68,044
旅費交通費	62,230	48,640	13,590
通信費	1,408,500	1,557,251	△ 148,751
販売品仕入代・手数料	337,575	1,236,900	△ 899,325
会合費	5,781,936	6,071,636	△ 289,700
消耗品費	572,507	631,047	△ 58,540
事務用品費	26,704	9,334	17,370
修繕費	472,500	0	472,500
新聞図書費	102,840	114,561	△ 11,721
雑費	25,000	25,000	0
支払手数料	501,400	0	501,400
賃借料	302,349	906,267	△ 603,918
リース料	144,900	72,450	72,450
租税公課	90,800	74,200	16,600
雑費	445,461	449,983	△ 4,522
事業費・管理費計	24,340,756	24,833,609	△ 492,853
事業損益金額	△ 4,255,374	△ 1,937,178	△ 2,318,196
<b>[事業外収益]</b>			
受取利息	2,748	10,898	△ 8,150
雑収入	1,052,453	41,804	1,010,649
事業外収益合計	1,055,201	52,702	1,002,499
<b>[事業外費用]</b>			
雑費	18,320	18,320	0
事業外費用合計	18,320	18,320	0
経常損益金額	△ 3,218,493	△ 1,884,476	△ 1,334,017
<b>[特別利益]</b>			
繰越剰余金収入	6,370,000	0	6,370,000
特別利益合計	6,370,000	0	6,370,000
<b>[特別損失]</b>			
固定資産除売却損	179,999	179,999	0
特別損失合計	179,999	179,999	0
<b>[当期純損益]</b>			
当期正味財産増減額	2,971,508	△ 1,884,476	4,855,984
正味財産期首残高	6,552,270	8,436,746	△ 1,884,476
正味財産期末残高	9,523,778	6,552,270	2,971,508



社団法人北海道倶楽部  
平成24年度通常総会 議案  
平成25年3月5日 サッポロビール本社講堂

第1号議案 「平成24年度 事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表」ほか承認の件  
別紙「平成24年度 事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表」記載のとおり

第2号議案 「平成25年度 事業計画、収支予算書」承認の件  
別紙「平成25年度 事業計画、収支予算書」記載のとおり

第3号議案 「公益社団法人移行認定」について承認の件  
別紙「公益社団法人移行認定」について記載のとおり

第4号議案 その他議案の件  
別紙「その他議案」記載のとおり  
「定款第2条の変更について」承認の件  
「定款第11条に基づく会費未納者等の除名について」承認の件

以上

# 「交流の夕べ」8月2日に開催

## 今年も鈴木夕張市長が参加

今年の「交流の夕べ」倶楽部のキャンペーン「ふるさと納税キャンペーン」

◎北方領土返還運動推進キャンペーン  
◎北海道新幹線早期実現キャンペーン

などに加え夕張市の応援をする事となりました。「夕張メロン直売」や「ポッカサップロ リボン夕張メロンソーダ」配布ほか夕張にエールを送る企画を検討中。

例年の御協賛による、福引抽選も行うので奮ってご参加下さい。

夕張市支援について  
東京都職員から、夕張市長に立候補して当選した鈴木直道市長が2012年10月16日倶楽部の松田昌士会長を訪問し資料「夕張の今と未来」を説明した。写真。

財政破綻後、平均歳入76億円の夕張が14年間、毎年26億円ずつ返済する再生計画を進行中だ。

松田会長はより現実的な再生計画と街の魅力作りを知恵を結集すべきで、倶楽部も公益事業を通じ、支援する意向を表明した。昨年の「交流の夕べ」紹介「交流の夕べ」は昨年から16回目。会員をはじめ、国土交通省、道の関係者ら100人超が参加した。写真下。

昨年は倶楽部が長年キャンペーンに取り組んできた北海道新幹線の札幌延伸が正式認可された直後に行われ、23年後の開業予定に對し早期実現の運動に力を入れるべきと声が出た。松田会長は、着工が正式認可された道新幹線の新函館(仮称)―札幌の工期について「関係者は工期短縮を求め、大きな声を上げてほしい」と呼びかけた。



### 今年も中標津町中心に企画

北海道倶楽部は、北方領土返還要求運動キャンペーンの一環として、「北方領土隣接地域振興対策根室地域協議会」(北海道と根室地域1市4町で構成)の要請に応じ、今年も8月17日～18日の日程で北方領土隣接地域を訪問し、いろいろな分野の方々と交流・意見交換をします。

昨年、世界自然遺産の「知床」を抱える羅臼町と根室市を訪れ、羅臼から、知床半島の沖に、横たわる国後島を望み、あらためてこの島の大きさを肉眼で確認しました。

また、隣接地域1市4町の首長などと、交流会を開催、北海道倶楽部からは急きよ欠席した松田昌士会長(ユネスコ協会連盟会長)を除く、岡村・香西の両副理事長、本間理事・事務局長が出席し、会長は電話参加でメッセージを寄せました。

今年も松田会長をはじめ昨年の出席者が参加予定です。現在中標津町訪問を中心に企画中です。どんな

【新千歳→中標津 パターン】		12:10		13:00		13:50	
新千歳空港	出発			中標津空港	到着		出発
ANA 4883		(0:50)					
【東京→中標津 パターン】		12:05		13:45		13:50	
羽田空港	出発			中標津空港	到着		出発
ANA 837		(1:40)					
		13:30		14:25			
中標津空港	到着			新千歳空港	到着		出発
ANA 4884		(0:55)					
		14:25		16:10			
中標津空港	到着			羽田空港	到着		出発
ANA 840		(1:45)					

第17回 交流の夕べ  
社団法人北海道倶楽部  
**夕張市に力を!!**  
鈴木夕張市長に支援の気持ちを

新幹線 早期実現  
プラウソリボンバッジ 北方領土返還  
ギフトカタログ ふるさと納税



8月2日

夕張市支援も加えて  
キャンペーン・交流

夕張市長を迎え、支援の気持ちを!!

第17回交流の夕べ開催

「第17回交流の夕べ」は、参加者120人を集め、銀座スターホールで開催した。従来のキャンペーンに夕張支援をテーマに加え(次第の一部II上)、夕張メロンの売上増に貢献した。参加者のご協力により80個以上のメロンを購入した。

鈴木直道夕張市長は、北海道倶楽部のふるさと納税ギフト贈呈制度には、大変助けられていると、感謝の言葉を述べ、参加者にメロンを手渡すなど北海道倶楽部と交流を深めた。(写真上、右)



第32回北方領土ノサップ岬マラソン大会



例年協力している第32回北方領土ノサップ岬マラソンは、今年は8月18日に603人のランナーが参加し、ノサップ岬ノ根室市役所間で開催された。

北海道倶楽部は今年も大会プロフラムへの広告、プラウソリボンバッジの無償頒布、賞品の提供などの協力を行った。

# 北方領土隣接地域を視察、交流



署名後、覚書を中心に堅く握手する、左から水沼別海町長、小林中標津町長、千葉北方領土対策根室地域本部長（根室振興局長）、松田北海道倶楽部会長、脇羅臼町長、石垣根室副市長、橘標津副町長

## 松田会長豊かな縁目指し覚書に調印

北海道倶楽部恒例の北方領土隣接地域視察交流で、今年には根室管内中標津町を訪問した。昨年の訪問でテーマとなった北海道倶楽部、隣接地域一市四町と三國清三シェフとの「食を通じた豊かな縁に関する覚書」の調印式が行われたほか、現地での視察・交流を行った。

### 参加者

今年の訪問・交流は松田会長、岡村、香西副理事長、本間理事・事務局長の4人が参加した。

### 根室中標津空港に集合

17日午後に空港に集合し、北海道の北方領土対策根室地域本部の千葉本部長、谷内室長、相内主幹等の先導で各所を訪問した。

### チーズの加工体験

最初は、中標津町の畜産食品加工研修センターで乳製品についてのレクチャーを受け、ストリングチーズ（さける）チーズの加工体験をした。（写真左）



写真を手に説明する、公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟中標津支部の佐藤健夫支部長（旧島民）

### 中標津町の概要・旧島民懇談会

その後、中標津町役場に移り小林実中標津町長からの町の概要の説明を受けた。また公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟中標津支部の5人の旧島民の方との懇談が行われた。

覚書・調印式

次に町役場で覚書の調印式が行われた。

覚書では、食を通じた豊かな縁を結び、北方領土隣接地域の食材の付加価値向上・ブランド化・販路拡大に資する取組を展開し、隣接地域の振興及び北方領土問題に関する啓発活動の推進を図ることを目的としている。

松田北海道倶楽部会長は、「この地域の食材は世界で希少価値がある、道産子の三國シエフと結べば最強」とあいさつ。

根室管内を代表し脇紀美夫羅白町長は「これを機に、水産物や酪農製品などの地域の食材の魅力を発信し、合わせて領土問題の啓発の推進をはかっていきたい」と述べた。調印式については、翌日の北海道新聞や釧路新聞でも報じられた。取り組みの詳細は今後協議することとしているが、知床世界遺産決定10年を記念して来年6月に予定される公益社団法人日本ユネスコ連盟(会長松田昌士)の総会で食に関するイベント



夕食懇談会で地域の状況を説明する左から脇紀美夫町長、小林中標津町長、水沼別海町長



を行うことを考えている。

夕食懇談会  
地域の状況などについて胸襟を開き意見交換が行われ理解を深めることが出来た。

翌18日の見学

公益社団法人 中標津町シルバー人材センター(理事長山崎武司)で小林竹春からくりおもちゃ館の精巧な木工おもちゃを見学(写真上)。

道立ゆめの森公園(管理事務所所長千葉秀明)では広大な公園(70畝近い)の一部を見学した。(写真左)広い範囲から来園者が来るという。

中標津空港で散会

午後の便で、千歳と羽田空港へと散会した。

# ご案内

**ふるさと納税・年内に寄附を！**  
**千島桜バッジ開始・返還要求の Symbol**  
**北海道新幹線早期実現・がんばれ JR 北海道**

## 北海道フェア 4~6日 in Yoyogi

北海道産直フェアが10月4~6日の間、代々木公園B地区イベント広場で行われる。(写真はにぎわいを見せる、昨年の倶楽部のブース)  
 昨年50万人を超える参加者のあった北海道倶楽部が後援するこのフェアに今年も当倶楽部がブースを出展する。  
 ブースでは、ブラウンリボンバッジなどの販売のほか、北海道倶楽部の各種北海道キャンペーンをおこなう。今年は北海道が北方領



土返還署名コーナーを設け署名を募る。  
 北海道倶楽部は「別冊・北海道NOW」(本紙に同封)を刊行し、朝刊各紙に10万部の折り込み配布を行う。この中で、倶楽部のキャンペーンを紹介するほか、根室地域の活性化、夕張市支援の記事を載せる。また、内閣府の北方領土問題の啓蒙広告も掲載される。  
 今回は、帯広農業高等学校農場産のかぼちゃの配布も行われにぎわうことが予

想される。  
 詳細は「別冊・北海道NOW」を参照。

## 交流イベント 25日 We Love Hokkaido

第50回交流イベント(旧道産子の会)が10月25日信濃町の明治記念館で開催される。どなたでも参加出来る倶楽部の公益事業だ。(写真は昨年西村理事長と歓談する三浦雄一郎さん。このときの挨拶で80歳でのエピソードを語り、その翌日記者発表をした。)  
 イベントでは、年末を控え、確定申告に間に合うよう、ふるさと納税を強力に勧める予定だ。  
 北方領土返還要求運動の分野では、この度開始した「千島桜バッジ」の頒布を参加者にアピールする。北海道新幹線早期実現の分野では、重要な役割を期待されるJR北海道に、現況から早急に改善すべく、エールを送ることも考えられる。  
 NPO法人「住んでみたい北海道推進会議」が出すブースではちよつと暮らしや移住の相談を受ける。アトラクションは「歌うバイオリンスト 清野百香」が出演し、故森繁久彌が行われる。



昨年252もの賞品で盛り上がる。今年も協賛企業のご協力で、たくさんの賞品が予定される。北海道往復のペア航空券や、高級ホテルのペア宿泊券などでは歓声が予想される。

### 第50回交流イベント (旧道産子の会)

参加者全員に渡される、手土産も昨年同様充実する。例年人気のかぼちゃは今回は高品質の帯広農業高等学校農場産のかぼちゃで、一人1個配られる予定である。

参加要領

- ・平成25年10月25日(金) 午後6時開始
- ・会場 明治記念館富士の間
- ・TEL: 3403-1171
- ・JR信濃町 3分
- ・地下鉄青山二丁目 6分
- ・国立競技場前 6分
- ・会費 1万円(当日支払)
- ・催物 「北海道キャンペーン」申込の詳細はHP参照
- ・当日申込も可



社団法人北海道倶楽部  
シンポジウム  
「北方領土問題の視点」

衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長・衆議院議員  
社団法人北海道倶楽部会長・東日本旅客鉄道(株)顧問  
(独)北方領土問題対策協会前理事長・北海道倶楽部幹事

荒井 聡氏  
松田 昌士氏  
間瀬 雅晴氏

今、解決のチャンスだ!!  
パネリストの予想は明るい

9月17日13時30分から衆議院第一議員会館大会議室で100人超の一般を含む参加者のもと北海道倶楽部主催のシンポジウムを行った。要旨は次の通り。松田氏 ロシアの政府トツ荒井氏 20年以上前、北海道庁の知事室長時代にビザ無し交流の立ち上げに係わった。歴史やデータによれば北方領土問題は両国の国内問題や経済問題に影響される。解決は両国の外務省ではなく、政治家が解決すべきことであり、今は

チャンスと言える。間瀬氏 北対協理事長時代の経験から、明確な強い意志で交渉に当たれば解決の先行きは明るい。

松田氏 ロシアの政府トツとの交流の経験から日露関係の歴史で解決のチャンスは何度かあった。どのような解決になるかはここでは差し控えるが、今またチャンスが来た。「今解決のチャンスが来た」というパネリストの明るい結論である。



# 第50回交流イベント (旧道産子の会) 〇〇 ふるさと納税 北方領土返還 新幹線早期実現

10月25日

ふるさと納税、複数回寄附者に感謝状を贈呈

第50回交流イベント(旧道産子の会)が、倶楽部が進める三つのキャンペーンをテーマに、東京都港区の明治記念館で開かれた。台風接近にもかかわらず、約350人が参加した。Ⅱ「式次第」下掲

倶楽部の西村理事長から本年最後のキャンペーン集に当たり、ふるさと納税など年内の推進に向け、更なる協力を呼びかけた。

キャンペーンバッジ、北方領土返還要求運動のパネル展示・本年9月のピザ無し交流の記録・署名コナー、住んでみたい北海道推進会議のブースなどが設けられた。

倶楽部のふるさと納税キフト贈呈制度の開始以来倶楽部の趣旨に賛同し、3回以上ふるさと納税を行っている人は昨年の感謝状贈呈者を除き42人を数えた。今回の感謝状贈呈式にはそのうち6人と継続寄附の代表者が参加した。Ⅱ「感謝状贈

呈者」右掲

松田倶楽部会長から感謝状と記念品が手渡され、会場から盛大な感謝の拍手を受けたⅡ写真上。

北方領土を歌った森繁久彌作詞の「ちぎれ千島に雲が飛ぶ」の熱唱が始まった。アトラクションの後、恒例の福引き抽選会では283点もの抽選に入り、「ペア北海道往復航空券」「ペア宿泊券」など高額賞品では歓声が上がった。

- 北海道キャンペーン  
ふるさと納税・北方領土返還・新幹線早期実現
- ### 第五十回交流イベント次第
- 一、開会式  
開会式(15分) 司会: 西村 定正  
北海道キャンペーン推進委員会 代表者挨拶  
北海道倶楽部 代表者挨拶
  - 二、国土交通大臣挨拶  
国土交通大臣 高橋 洋三
  - 三、北海道で挨拶  
北海道 道庁 代表者挨拶  
浦本 元人 殿
  - 四、政見、国会議員 国土交通省 北海道 支部長 宮崎 隆夫 殿がご挨拶
  - 五、北海道倶楽部会挨拶  
松田 昌士 殿
  - 六、ふるさと納税 感謝状贈呈  
ふるさと納税 北海道 代表者挨拶  
北海道倶楽部 代表者挨拶  
岡村 進 殿
  - 七、乾杯  
北海道推進会議 代表者挨拶  
村上 隆男 殿
  - 八、懇親 (15分)
  - 九、福引き抽選 (15分)  
「ちぎれ千島に雲が飛ぶ」森繁久彌作詞  
「ちぎれ千島に雲が飛ぶ」森繁久彌作詞
- 散会 (15分)



イベント終了後には、参加者全員に協賛各社からの手土産や恒例の帯広農業高等学校校農場産の素晴らしいかぼちやが配られた。

感謝状贈呈者  
50音順・敬称略

五十嵐 紀男 (代表)  
斎藤 聖子  
沢 邦彦  
杉本 喜吉  
辻奥 信昭  
釣部 義信  
松本 淳一郎

- 第50回交流イベント  
御 協 賛 企 業
- 有り難うございました
- 株式会社朝日工業社
  - アルニウ株式会社
  - 株式会社アイストン
  - 北海道池田町マツダ酒研究所
  - 石屋製菓株式会社
  - 岩倉建設株式会社
  - 岩田醸造株式会社
  - 岩田建設株式会社
  - エ・ウ・オーター株式会社
  - 株式会社AIRDO
  - オノンホールディングス株式会社
  - 有限会社大野商事
  - 菊池食品工業株式会社
  - 北の響酒株式会社
  - 株式会社北見ハッカ通商
  - 株式会社イパライフワーク
  - S H O P P I N G M A L 明洞苑
  - 株式会社シビタホルツ
  - 株式会社栗林商会
  - 栗林商船株式会社
  - 札幌駅前合開発株式会社
  - 公益財団法人札幌交響楽団
  - 札幌通運株式会社
  - 札幌テレビ放送株式会社
  - サッポロホールディングス株式会社
  - サッポロビール株式会社
  - 株式会社サッポロライオン
  - 株式会社シー・アイ・シー
  - 清水銅管株式会社
  - N P O 住んでみたい北海道推進会議
  - 石油資源開発株式会社
  - セコム株式会社
  - 株式会社ソシエテック
  - 大丸藤井株式会社
  - 株式会社竹中工務店
  - 株式会社辰野隆建築事務所
  - 地崎道路株式会社
  - 島崎機械株式会社
  - 東京美装興業株式会社
  - 株式会社東洋実業
  - 戸田建設株式会社
  - ナラサキ産業株式会社
  - ニッカウヰスキー株式会社
  - 株式会社NIPPO
  - 株式会社ニトリホールディングス
  - 日本製紙株式会社
  - 日本清酒株式会社
  - 日本製粉株式会社
  - 日本製糖株式会社
  - 日本電設工業株式会社
  - 日本ハム株式会社
  - 株式会社ニオータニ
  - 野口観光株式会社
  - 株式会社登別ランドホテル
  - 東日本電信電話株式会社
  - 東日本ハウス株式会社
  - 東日本旅客鉄道株式会社
  - ヒノキ新築株式会社
  - ホーチキ株式会社
  - 株式会社北洋銀行
  - 北陽産業株式会社
  - ホクレン農業協同組合連合会
  - 北海道漁業協同組合連合会
  - 株式会社北海道銀行
  - 株式会社北海道新聞社
  - 株式会社北海道総合技術研究所
  - 北海道テレビ放送株式会社
  - 株式会社北海道日本コングレス
  - 北海道フットウェア株式会社
  - 北海道文化放送株式会社
  - 北海道ワイン株式会社
  - ホクレン工業株式会社
  - ホクレン工業株式会社
  - 本多劇場
  - 株式会社毎日新聞社
  - 増田商事株式会社
  - 株式会社マツオ
  - 三菱地所株式会社
  - 三ツ輪運輸株式会社
  - 株式会社ミライト
  - 無臭元工業株式会社
  - 株式会社明治
  - 明治記念館
  - 株式会社萌福社サービス
  - 森永乳業株式会社
  - 雪印メグミルク株式会社
  - 株式会社レストラン・ユック
  - 浦河町
  - 知内町
  - 根室市
  - 夕張市
  - 蘭越町
  - ※協賛品、協賛金の御協賛企業を記載しております。
  - その他にもたくさんの御協賛を頂きまして
  - 有難うございました
- (敬称略)

## 倶楽部役員と知事懇談会

10月17日の開所式の後、北海道倶楽部の松田会長、村上副理事長、西村理事長、岡村・香西副理事長の役員と知事ほか(立川教育長、的井総務部長兼北方領土対策本部長、浦本東京事務所長)との懇談会(写真)が行われ、次の事項が話し合われた。

席上、西村理事長は、「広報紙(会報)に毎月知事の寄稿欄を設けて欲しい」と要望、知事は「喜んでお受けする」と約束した。

来年6月頃ユネスコ協会連盟の総会が知床で行われるのを機会に、ユネスコ協会連盟、倶楽部等と協力し対応することも了承された。

## 北海道東京事務所開所式

北海道東京事務所の新事務所開所式が、10月17日正午過ぎから行われた。

事務所は既に9月17日に移転、業務を始めている。北海道の土地に建物建築主が定期借地権を設定し地代を支払う。道は建築された建物の一部を地代の一部から家賃を支払って使用するという事業方式を採用した。

北海道倶楽部も同建物の1階に事務所を移している。知事は式辞の中で、「戦後北海道東京事務所に関し北海道倶楽部が大変お世話になった」と述べた。

「北海道東京事務所」概要  
 建物名称/永田町ほっかいどうスクエア  
 所在地/東京都千代田区永田町2丁目17番17号  
 延床面積/6635.96㎡(2007.38坪)のう

ち1階東京事務所貸室面積513.00㎡(155.18坪)  
 構造/鉄骨造・鉄筋コンクリート造 免震構造  
 階数/地上8階、地下1階  
 建築主/ヒューリック株式会社、株式会社北海道ジエイ・アール商事、株式会社栗林商会  
 工期/自平成24年7月17日至今平成25年9月17日



新しくなった北海道東京事務所



「フ라운リボン」と「千鳥桜」バッジの「のぼり」を持って行進する倶楽部の会員

## 北方領土返還要求中央アピール

決意を述べる長谷川俊輔根室市長、参加者として北海道倶楽部の名も挙げた



昭和20年(1945年)12月1日に当時の安藤石典(あんどういすけ)根室町長が、連合国最高司令官マッカーサー元帥に対し北方領土の返還を求める陳情書を提出することとしたのが北方領土返還要求運動の始まりとされている。

中央アピール行動はこの「原点の日」にちなみ行われる。今年、全国47都道府県旗を掲げ各地から参加した、過去最多の約550人が行進した。

# 北方領土返還要求 中央アピール行動

12月1日

## 平成25年度 会員異動状況

(平成25年12月末現在)

		平成 24 年度 末	内 容			平成 25 年度 末
			増	減	差引	
単位						
維持 会 員	社数 (社)	149	2	3	△ 1	148
	口数 (口)	249	2	18	△ 16	233
	登録 会 員 数 (名)	316	45	60	△ 15	301
正会員数 (名)		224	21	26	△ 5	219
個人会員数 合計 (名)		540	66	86	△ 20	520

# 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書 (区分経理) (平成25年12月31日)

(平成24年12月31日)

		[K]公益事業	[T]法人会計	[U]公益・法人 総計 (平成25年12 月31日)	前年度	増減	
					(平成24年12 月31日)		
収入	[収入]						
	基本財産収入				60	△ 60	
	入会金	44,424	60,576	105,000	55,000	50,000	
	正会員会費収入	1,347,526	1,837,474	3,185,000	3,170,000	15,000	
	維持会員会費収入	2,843,133	3,876,867	6,720,000	7,560,000	△ 840,000	口数減
	広告収入	2,469,609	0	2,469,609	1,677,500	792,109	
	交流、キャンペーン等収入	6,123,070	0	6,123,070	6,702,822	△ 579,752	
	寄附・協賛金				920,000	△ 920,000	前年雪華の像補修費寄附
	収入高合計	12,827,762	5,774,917	18,602,679	20,085,382	△ 1,482,703	
事業費/ 管理費	[事業費・管理費]						
	給料手当	4,303,018	2,868,679	7,171,697	8,460,503	△ 1,288,806	減額
	諸謝金・雑給	2,113,760	0	2,113,760	855,000	1,258,760	ふるさと納税ギフト増
	法定福利費	183,893	122,596	306,489	387,940	△ 81,451	減額
	福利厚生費				38,500	△ 38,500	
	退職給付繰入額	45,000	30,000	75,000	75,000	0	
	外注費	1,725,763	765,334	2,491,097	2,679,385	△ 188,288	減額
	荷造運賃	306,040	0	306,040	235,730	70,310	
	広告宣伝費	1,048,804	0	1,048,804	1,142,232	△ 93,428	減額
	会議費	37,859	143,600	181,459	191,764	△ 10,305	
	旅費交通費	33,810	27,100	60,910	62,230	△ 1,320	
	通信費	896,593	531,834	1,428,427	1,408,500	19,927	
	販売品仕入代、手数料				337,575	△ 337,575	キャンペーン品の備蓄対応
	会合費	5,503,899	0	5,503,899	5,781,936	△ 278,037	減額
	消耗品費	68,743	496,710	565,453	572,507	△ 7,054	
	事務用品費	2,415	24,475	26,890	26,704	186	
	修繕費				472,500	△ 472,500	雪華の像補修費減
	新聞図書費	103,200	0	103,200	102,840	360	
	諸会費	5,000	20,000	25,000	25,000	0	
	支払手数料	0	334,913	334,913	501,400	△ 166,487	減額(公益法人移行認定)
	賃借料	393,310	262,206	655,516	302,349	353,167	仮事務所原状復帰費用増
	リース料	86,940	57,960	144,900	144,900	0	
租税公課	1,800	76,600	78,400	90,800	△ 12,400		
雑費	150,161	239,240	389,401	445,461	△ 56,060		
	事業費・管理費計	17,010,008	6,001,247	23,011,255	24,340,756	△ 1,329,501	
	事業増益金額	△ 4,182,246	△ 226,330	△ 4,408,576	△ 4,255,374	△ 153,202	
事業外収 益	[事業外収益]						
	受取利息	0	2,040	2,040	2,748	△ 708	
	雑収入	3,230	25,606	28,836	1,052,453	△ 1,023,617	キャンペーン品の備蓄計上収入
	事業外収益合計	3,230	27,646	30,876	1,055,201	△ 1,024,325	
事業外費 用	[事業外費用]						
	雑損失	758	1,316	2,074	18,320	△ 16,246	
	事業外費用合計	758	1,316	2,074	18,320	△ 16,246	
	経常増益金額	△ 4,179,774	△ 200,000	△ 4,379,774	△ 3,218,493	△ 1,161,281	
[特別利益]							
	建て替え費用引当金収入				6,370,000	△ 6,370,000	建て替え費用引当金取崩
	基本財産取崩	0	200,000	200,000		200,000	
	特別利益合計	0	200,000	200,000	6,370,000	△ 6,170,000	
[特別損失]							
	固定資産除却損	0	0	0	179,999	△ 179,999	電話加入権備忘価格算入分
	特別損失合計	0	0	0	179,999	△ 179,999	
[当期純増益]							
	税引前当期純増益金額	△ 4,179,774	0	△ 4,179,774	2,971,508	△ 7,151,282	
	当期正味財産増減額 (当期純増益金額)	△ 4,179,774	0	△ 4,179,774	2,971,508	△ 7,151,282	
		正味財産期首残高		9,523,778	6,552,270	2,971,508	
		正味財産期末残高		5,344,004	9,523,778	△ 4,179,774	

# 貸借対照表

## 貸借対照表

(平成24年12月31日)

科 目	当年度	前年度	増減	
<b>I 資産の部</b>				
<b>1. 流動資産</b>				
現金・預金	5,137,061	9,516,010	△ 4,378,949	
貯蔵品	143,345	148,714	△ 5,369	バッジ対価の使用待ち切手等
キャンペーン品	877,510	697,025	180,485	キャンペーン用バッジ等の在庫を計上
仮払金	69,200	85,600	△ 16,400	新年交礼会用はがき
<b>流動資産合計</b>	<b>6,227,116</b>	<b>10,447,349</b>	<b>△ 4,220,233</b>	
<b>2. 固定資産</b>				
<b>(1) 基本財産</b>				
定期預金		200,000	△ 200,000	基本財産取崩
基本財産合計	0	200,000	△ 200,000	
<b>(2) その他固定資産</b>				
什器備品	3,000	3,000	0	備忘価額
電話加入権	1	1	0	
その他固定資産合計	3,001	3,001	0	
<b>固定資産合計</b>	<b>3,001</b>	<b>203,001</b>	<b>△ 200,000</b>	
<b>資産合計</b>	<b>6,230,117</b>	<b>10,650,350</b>	<b>△ 4,420,233</b>	
<b>II 負債の部</b>				
<b>1. 流動負債</b>				
未払金	55,812	53,686	2,126	後納郵便代
仮受金	319,301	436,886	△ 117,585	源泉所得税預かりほか
<b>流動負債合計</b>	<b>375,113</b>	<b>490,572</b>	<b>△ 115,459</b>	
<b>2. 固定負債</b>				
退職給与引当金	511,000	436,000	75,000	
<b>固定負債合計</b>	<b>511,000</b>	<b>436,000</b>	<b>75,000</b>	
<b>負債合計</b>	<b>886,113</b>	<b>926,572</b>	<b>△ 40,459</b>	
<b>III 正味財産の部</b>				
基本財産(基金)		200,000	△ 200,000	基本財産取崩
正味財産期末残高	5,344,004	9,523,778	△ 4,179,774	
<b>正味財産合計</b>	<b>5,344,004</b>	<b>9,723,778</b>	<b>△ 4,379,774</b>	
<b>負債および正味財産合計</b>	<b>6,230,117</b>	<b>10,650,350</b>	<b>△ 4,420,233</b>	

# 財産目録

## 財産目録

(平成25年12月31日現在)

科	目	当年度	前年度	増減	
<b>I 資産の部</b>					
<b>1. 流動資産</b>					
現金	預金	5,137,061	9,516,010	△ 4,378,949	
	現金手元有高	0	0	0	
普通預金	みずほ銀行町村会館出張所1	1,626,710	749,393	877,317	口座番号1784368
普通預金	みずほ銀行町村会館出張所2	200,000	0	200,000	口座番号2560218
普通預金	北洋銀行東京支店	573,827	966,157	△ 392,330	口座番号0123000
普通預金	北海道銀行東京支店	51,916	52,261	△ 345	口座番号0546136
定期預金	北洋銀行東京支店	200,000	0	200,000	口座番号0008884
定期預金	北海道銀行東京支店	2,000,000	7,000,000	△ 5,000,000	口座番号0017317
	郵便振替預金	484,608	748,199	△ 263,591	口座番号00170-0-44997
貯蔵品	計	143,345	148,714	△ 5,369	
	切手	79,744	55,614	24,130	バッジ対価の使用待ち切手
	はがき 返信先印刷済	19,301	41,550	△ 22,249	返信用はがき
	はがき	2,900		2,900	
	レターパック	28,800	38,950	△ 10,150	バッジ等送付用
	収入印紙	12,600	12,600	0	
キャンペーン品	計	877,510	697,025	180,485	キャンペーン用バッジ等の在庫を計上
	ブラウンリボンバッジ	326,700	273,355	53,345	
	千島桜バッジ	121,940		121,940	
	CD	92,140	80,580	11,560	
	新幹線バッジ	336,730	343,090	△ 6,360	
仮払金		69,200	85,600	△ 16,400	新年交礼会用はがき
<b>流動資産合計</b>		<b>6,227,116</b>	<b>10,447,349</b>	<b>△ 4,220,233</b>	
<b>2. 固定資産</b>					
(1)	基本財産				
	定期預金(北洋銀行)		200,000	△ 200,000	基本財産取崩
	基本財産合計	0	200,000	△ 200,000	
(2)	その他の固定資産				
	什器備品計	3,000	3,000	0	
	絵画 西村計雄 「ハイデルベルヒ'63」	1,000	1,000	0	
	絵画 西村貴久子 「流水」	1,000	1,000	0	
	絵画 岩船修三 「白鳥」	1,000	1,000	0	
	電話加入権	1	1	0	備忘価額
	その他の固定資産合計	3,001	3,001	0	
<b>固定資産合計</b>		<b>3,001</b>	<b>203,001</b>	<b>△ 200,000</b>	
<b>資産合計</b>		<b>6,230,117</b>	<b>10,650,350</b>	<b>△ 4,420,233</b>	
<b>II 負債の部</b>					
<b>1. 流動負債</b>					
	未払金	55,812	53,686	2,126	後納郵便代
	仮受金計	319,301	436,886	△ 117,585	
	年会費	45,000	90,000	△ 45,000	先払い会費
	源泉所得税	267,993	340,200	△ 72,207	源泉所得税
	雇用保険	6,308	0	6,308	
	震災募金	0	6,686	△ 6,686	
<b>流動負債合計</b>		<b>375,113</b>	<b>490,572</b>	<b>△ 115,459</b>	
<b>2. 固定負債</b>					
	退職給与引当金	511,000	436,000	75,000	
<b>固定負債合計</b>		<b>511,000</b>	<b>436,000</b>	<b>75,000</b>	
<b>負債合計</b>		<b>886,113</b>	<b>926,572</b>	<b>△ 40,459</b>	
<b>III 正味財産の部</b>					
	基本財産(基金)		200,000	△ 200,000	基本財産取崩
	正味財産期末残高	5,344,004	9,523,778	△ 4,179,774	
<b>正味財産合計</b>		<b>5,344,004</b>	<b>9,723,778</b>	<b>△ 4,379,774</b>	
<b>負債および正味財産合計</b>		<b>6,230,117</b>	<b>10,650,350</b>	<b>△ 4,420,233</b>	

# キャッシュフロー計算書

## キャッシュフロー計算書

(間接法)

平成25年1月1日～平成25年12月31日

加算減算項目	計算項目	同左 加算減算
当期純損益金額 (当期正味財産増減額)	△ 4,179,774	△ 4,179,774
貯蔵品(増減)	△ 5,369	5,369
キャンペーン品(増減)	180,485	△ 180,485
未収入金(増減)		0
仮払金 (増減)	△ 16,400	16,400
固定資産 (増減)	0	0
未払金 (増減)	2,126	2,126
仮受金 (増減)	△ 117,585	△ 117,585
退職給与引当金(増減)	75,000	75,000
建て替え費用引当金(増減)		0
	キャッシュフロー	△ 4,378,949

科 目	当年度	前年度
現金・預金	5,137,061	9,516,010

増減
△ 4,378,949

# 計算書類に対する注記

## 計算書類に対する注記

### 1 重要な会計方針ほか

- (1) 新しい公益法人会計基準にあわせ、公益事業会計と法人会計（管理費用）に区分し正味財産増減計算書を作成した。
- (2) 会費収入の配賦区分は、公益法人会計に配賦した。ただし、必要額を法人会計に配賦した。  
 公益社団法人北海道倶楽部会費規程  
 （会費の用途）  
 第6条 原則として、入会金及び年会費は公益目的事業に係る収益とするが、管理業務に係る必要な費用の額を限度に管理業務に係る収益に充当する事が出来る。
- (3) 下記共通費用は公益事業会計と法人会計（管理費用）に区分し配賦した。

科目	総額	公益事業会計 配賦額	法人会計配賦 額	配賦基準	公益事業会計 配布割合
給料手当（含 派遣費用）	7,171,697	4,303,018	2,868,679	従事割合	60%
退職給付繰入額	75,000	45,000	30,000	従事割合	60%
法定福利費	306,489	183,893	122,596	従事割合	60%
外注費（の内、業務委託 会報調査）	1,684,960	1,010,976	673,984	従事割合	60%
賃借料（行政財産使用料）	650,266	390,160	260,106	使用割合	60%
賃借料（北海道倶楽部名義機使用料）	5,250	3,150	2,100	使用割合	60%
賃借料合計	655,516	393,310	262,206		
リース料（電話機器）	144,900	86,940	57,960	使用割合	60%
合計	10,038,562	6,023,137	4,015,425		

- (4) 償却すべき固定資産はない。
- (5) 退職給付繰入額（退職給与引当金）は期末要支給額の100%を計上している。
- (6) 資金の範囲は原則流動資産と流動負債とする。なお、前期末および当期末残高は、下記3. に記載するとおりである。

### 2 基本財産は新制度では必須ではなくなったので取り崩した。

### 3 流動資産・流動負債と収支差額

科目	前期末残高	期中増減	当期末残高
現金・預金	9,516,010	△ 4,378,949	5,137,061
その他流動資産	931,339	158,716	1,090,055
流動資産合計	10,447,349	△ 4,220,233	6,227,116
その他流動負債	490,572	△ 115,459	375,113
流動負債合計	490,572	△ 115,459	375,113
収支差額	9,956,777	△ 4,335,692	5,852,003

参考

固定資産	3,001	0	3,001
固定負債	436,000	75,000	511,000

## 監査報告書

平成25年度事業、会計報告につき、以上のとおり報告致します。

平成26年3月5日

公益社団法人 北海道倶楽部

理事長 西村 守正

## 監査報告書

社団法人北海道倶楽部の平成25年度の事業、会計報告につき、諸資料、帳票、帳簿を詳細に調査いたしましたところ適法かつ適正であることを認めます。

平成26年2月4日

公益社団法人北海道倶楽部

監事 五十嵐 紀男 ⑩

監事 森田 松太郎 ⑩

種 別	概 要
平成26年度事業計画 1. 基本方針	公益事業推進体制のさらなる整備を行い、公益社団法人へのスムーズな移行を目指す。
2. 管理分野の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人移行に伴い必要となる各種手続きを行う。</li> <li>・公益社団法人移行に際し、会計基準に沿った明快な会計処理を行う。</li> <li>・公益認定を機に、会費収入の増や寄付による公益事業の財源確保など、収支改善を目指す。</li> <li>・引き続き、公益事業のため、会員増に取り組むと共に、新しい組織・制度の検討を行う。</li> <li>・当法人の諸活動について、定款、基本方針、コンプライアンス等の面から検討、調整する。</li> <li>・新公益法人における、内部規定や管理業務のありかたを検討する。</li> <li>・部会組織と構成メンバーを検討する。</li> <li>・ボランティア、企業メセナなどとのタイアップによる公益事業活動の充実にむけ、体制を整備する。</li> </ul>
3. 公益事業の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昨年度の公益事業実施の成果と反省を今年度事業推進に活かす。</li> <li>○下記分野ごとに部会で具体的に公益事業を企画し推進する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">広報活動</p>	<p>(1) 北海道等のための広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道情報紙「北海道 NOW」(本紙・増刊号 年12回)を発行する。</li> <li>・同紙の新聞折り込み配布を行う。</li> <li>・北海道情報ラックの設置とコンテンツの配布を行う。</li> <li>・北海道フェア、交流イベントなど各種イベントでの北海道等のための広報活動を行う。</li> </ul>
<p>地域活性化事業の支援</p>	<p>(2) 北海道等が主催・共催・後援する地域活性化事業の支援活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土隣接地域振興対策根室地域協議会(北海道と根室地域1市4町で構成)から依頼されている地域視察、振興策等に協力する。</li> </ul>
<p>北方領土返還運動</p>	<p>(3) 北方領土返還運動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土返還要求運動「ブラウンリボンバッジ」の頒布を行う。</li> <li>・昨年開始した北方領土返還要求運動のシンボル「千島桜バッジ」の頒布を行う。</li> <li>・北方領土返還森繁久弥作詞・唄「ちぎれ千島に雲が飛ぶ」CDの頒布を行う。</li> <li>・北方領土返還の広報活動を情報紙「北海道 NOW」や各種イベントで実施する。</li> <li>・内閣府や当倶楽部が実行委員会を構成している「北方領土返還要求全国大会」(2月7日、北方領土の日、例年総理大臣が出席)に参加する。</li> <li>・根室市の主催する「北方領土ノサップ岬マラソン大会」(8月開催。30回を越える)開催に協力する。</li> <li>・根室市が主催し全国70団体余が参加する「北方領土返還要求行進中央アッ</li> </ul>

種 別	概 要
	<p>ピール行動」(12月1日、銀座行進)に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道情報紙「北海道NOW」(本紙・増刊号 年12回)、同紙の新聞折り込み配布、北海道情報ラックの設置とコンテンツの配布、北海道フェア、交流イベントなど各種イベントや講演会などで北方領土返還運動のキャンペーン・広報活動を行う。</li> </ul>
ふるさと納税	<p>(4) 北海道等へのふるさと納税等寄付の推進運動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附者に対する北海道産品の贈呈、表彰、ふるさと北海道応援大使館員任命証(知事名)発行の対応を行う。</li> <li>・北海道情報紙「北海道NOW」(本紙・増刊号 年12回)発行、同紙の新聞折り込み配布、北海道情報ラックの設置とコンテンツの配布、北海道フェア、交流イベントなど各種イベントで北方領土返還運動のキャンペーン・広報活動を行う。</li> </ul>
新幹線早期実現	<p>(5) 北海道新幹線早期実現運動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道新幹線早期実現運動「新幹線バッジ」の頒布を行う。</li> <li>・北海道情報紙「北海道NOW」(本紙・増刊号 年12回)発行、同紙の新聞折り込み配布、北海道情報ラックの設置とコンテンツの配布、北海道フェア、交流イベントなど各種イベントで北海道新幹線早期実現運動のキャンペーン・広報活動を行う。</li> </ul>
北海道情報紙 講演会の開催 イベントの開催・参加	<p>(6) 上記各号を達成するための北海道情報紙の発行、講演会の開催及びイベントの開催・参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道情報紙「北海道NOW」(本紙・増刊号 年12回)を発行する。</li> <li>・北海道情報ラックの設置とコンテンツの配布を行う。</li> <li>・キャンペーンをテーマに「新年交礼会」を開催する。(150人規模)</li> <li>・キャンペーンをテーマに夏に「交流の夕べ」を開催する。(100人規模)</li> <li>・キャンペーンをテーマに秋に「交流イベント」を開催する。(400人規模)</li> <li>・北海道フェアに参加し、キャンペーンのブースを出展する。</li> <li>・「北方領土返還要求全国大会」(2月7日、北方領土の日)に参加する。</li> <li>・「北方領土ノサップ岬マラソン大会」(8月開催)開催に協力する。</li> <li>・「北方領土返還要求行進中央アピール行動」(12月1日)に参加する。</li> <li>・北方領土隣接地域振興対策根室地域協議会とのイベント共催を検討する。</li> </ul>
その他	<p>(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ちょっと暮らしについて、道内外の交流について、アイヌ文化について、食について、環境問題、その他について、当倶楽部として今後実施すべき事業を検討する。</li> </ul>

種 別	概 要	
別表 公益事業計画 時期別一覧表  イベント・交流会等は HPなどで会員外へも 参加案内する  部会対応 キャンペーン等の内容 詳細は部会の担当で今 後検討、実施する。	<b>新年交礼会開催</b> 北方領土返還推進運動「ブラウンリボンバッジ」キャンペーン 「北海道新幹線早期実現」新幹線バッジ」キャンペーン 「ふるさと納税推進」キャンペーン 上記キャンペーンの年初スタートを実施。	1月
	「北方領土返還要求全国大会」に参加	2月7日 北方領土の日
	<b>交流の夕べを開催</b> キャンペーン、北海道等の広報を目的とした夏の交流事業を実施。	8月
	<b>北海道での交流、講演会を開催</b> 北方領土隣接地域（根室など1市4町）視察・交流、一般参加可（費用自己負担） 「北方領土ノサップ岬マラソン大会」開催協力	6月 8月
	<b>交流イベント「We Love Hokkaido」の開催（旧道産子の会）</b> 北海道関係者、北海道ファン、一般参加者400名、有料1万円 キャンペーン、公益事業の広報、ふるさと納税感謝、表彰状贈呈などを実施。	10月
	<b>講演会、シンポジウム開の開催</b> 当倶楽部の公益事業と関連した講演テーマを検討する。一般も参加出来、無料（講演テーマ、行政との協調などにより公共性のあるものとし、一般参加を呼びかける。北海道での開催も検討）	未定（講師、会場等のスケジュールによる）
	<b>代々木北海道フェアへ出展</b> 代々木公園のイベントスペースに出展 キャンペーン・情報展示のためイベントに参加、情報展示イベントを実施。 情報紙「北海道"NOW"」増刊号11万部発行、代々木中心に全国紙折込（当倶楽部の公益事業、道内情報を広報することを主旨とするキャンペーンなど）	10月 （3～5日）
	<b>情報紙「北海道"NOW"」の発行・配布</b> 倶楽部の事業に係る広報のため、情報紙「北海道"NOW"」本紙・増刊号（年12回）を発行する。前年配布の成果を踏まえ、配布先・配布方法、編集内容、発行体制を整備。一般配布（有料 月額80円）有り。	毎月
	<b>北海道情報ラックに北海道情報を配布</b> 引き続き北海道関連情報を設置先情報ラックに配布する。（無料配布）	毎月
	<b>ホームページでの広報</b> 倶楽部の対外的広報のため、刷新・更新を実施。	随時 年4回
倶楽部内交流の同好会の活動に協力。（独立運営・独立会計、北星会（ゴルフ）、囲碁会）	随時	

# 平成 26 年度収支予算書

H25正味財産増減計算書		H26予算書 (平成26年1月6日～平成26年12月31日)			H25予算書 (平成25年1月1日～平成25年12月31日)			予算増減					
	公益・法人総計 (平成25年12月)		[K]公益事業	[T]法人会計	公益・法人総計		[K]公益事業	[T]法人会計	公益・法人総計		[K]公益事業	[T]法人会計	公益・法人総計
[収入]													
基本財産収入							0	60	60		0	△ 60	△ 60
入会金	105,000	H25に同じ	44,424	62,674	107,098		0	55,000	55,000		44,424	7,674	52,098
正会員会費収入	3,185,000	H25に同じ	1,147,526	1,901,110	3,048,636		591,963	2,558,037	3,150,000		555,563	△ 656,927	△ 101,364
維持会員会費収入	6,720,000	H25に同じ	2,841,035	4,011,133	6,852,168		1,296,681	5,603,319	6,900,000		1,544,354	△ 1,592,186	△ 47,832
広告収入	2,469,609	会員名簿広告料増	3,969,609	0	3,969,609		2,377,500	0	2,377,500		1,592,109	0	1,592,109
交流、キャンペーン等収入	6,123,070	H25に同じ	6,123,070	0	6,123,070		6,702,822	0	6,702,822		△ 579,752	0	△ 579,752
寄附・協賛金		5千円×640口増	3,200,000	0	3,200,000		0	0	0		3,200,000	0	3,200,000
収入高合計	18,602,679		17,325,664	5,974,917	23,300,581		10,968,966	8,216,416	19,185,382		6,356,698	△ 2,241,499	4,115,199
[事業費・管理費]													
給料手当	7,171,697	H25に同じ	4,303,018	2,868,679	7,171,697		3,850,251	3,850,252	7,700,503		1,434,339	△ 981,573	△ 528,806
諸謝金・雑給	2,113,760	H25に同じ	2,113,760	0	2,113,760		855,000		855,000		2,113,760	0	1,258,760
法定福利費	306,489	H25に同じ	183,893	122,596	306,489		0	387,940	387,940		61,297	△ 265,344	△ 81,451
福利厚生費		H25に同じ	0	0	0		0	38,500	38,500		0	△ 38,500	△ 38,500
退職給付繰入額	75,000	H25に同じ	45,000	30,000	75,000		0	75,000	75,000		15,000	△ 45,000	0
外注費	2,491,097	名簿印刷増	2,145,989	765,334	2,911,323		1,548,605	1,290,780	2,839,385		1,380,655	△ 525,446	71,938
荷造運賃	306,040	H25に同じ	306,040	0	306,040		231,830	3,900	235,730		306,040	△ 3,900	70,310
広告宣伝費	1,048,804	H25に同じ	1,048,804	0	1,048,804		622,232		622,232		1,048,804	0	426,572
会議費	181,459	H25に同じ	37,859	143,600	181,459		4,610	187,154	191,764		△ 105,741	△ 43,554	△ 10,305
旅費交通費	60,910	H25に同じ	33,810	27,100	60,910		50,530	11,700	62,230		6,710	15,400	△ 1,320
通信費	1,428,427	H25に同じ	896,593	531,834	1,428,427		852,474	556,026	1,408,500		364,759	△ 24,192	19,927
販売品仕入代、手数料		H25に同じ	0	0	0		0		0		0	0	0
会費	5,503,899	削減	5,403,899	0	5,403,899		5,681,936		5,681,936		5,403,899	0	△ 278,037
消耗品費	565,453	H25に同じ	68,743	496,710	565,453		84,419	488,088	572,507		△ 427,967	8,622	△ 7,054
事務用品費	26,890	H25に同じ	2,415	24,475	26,890		13,240	13,464	26,704		△ 22,060	11,011	186
修繕費		H25に同じ	0	0	0		0		0		0	0	0
新聞図書費	103,200	H25に同じ	103,200	0	103,200		102,840		102,840		103,200	0	360
諸会費	25,000	H25に同じ	5,000	20,000	25,000		0	25,000	25,000		△ 15,000	△ 5,000	0
支払手数料	334,913	H25に同じ	0	334,913	334,913		0	501,400	501,400		△ 334,913	△ 166,487	△ 166,487
賃借料	655,516	H25に同じ	393,310	262,206	655,516		352,500	352,501	705,001		131,104	△ 90,295	△ 49,485
リース料	144,900	H25に同じ	86,940	57,960	144,900		72,450	72,450	144,900		28,980	△ 14,490	0
租税公課	78,400	H25に同じ	1,800	76,600	78,400		0	90,800	90,800		△ 74,800	△ 14,200	△ 12,400
雑費	389,401	H25に同じ	150,161	239,240	389,401		171,252	274,209	445,461		△ 89,079	△ 34,969	△ 56,060
事業費・管理費計	23,011,255	H25に同じ	17,330,234	6,001,247	23,331,481		14,494,169	8,219,164	22,713,333		11,328,987	△ 2,217,917	618,148
事業増益金額	△ 4,408,576		△ 4,570	△ 26,330	△ 30,900		△ 3,525,203	△ 2,748	△ 3,527,951		21,760	△ 23,582	3,497,051
[事業外収益]													
受取利息	2,040	H25に同じ	0	2,040	2,040		0	2,748	2,748		0	△ 708	△ 708
雑収入	28,836	H25に同じ	3,230	25,606	28,836		0	0	0		3,230	25,606	28,836
事業外収益合計	30,876		3,230	27,646	30,876		0	2,748	2,748		3,230	24,898	28,128
[事業外費用]													
雑損失	2,074	H25に同じ	758	1,316	2,074		0	0	0		758	1,316	2,074
事業外費用合計	2,074		758	1,316	2,074		0	0	0		758	1,316	2,074
経常増益金額	△ 4,379,774	H25に同じ	△ 2,098	0	△ 2,098		△ 3,525,203	0	△ 3,525,203		3,523,105	0	3,523,105
[特別利益]													
建て替え費用引当金収入													
基本財産取崩	200,000	無し											
特別利益合計	200,000						0	0	0		0	0	0
[特別損失]													
固定資産除却損	0												
特別損失合計	0						0	0	0		0	0	0
[当期純増益]													
税引前当期純増益金額	△ 4,179,774		△ 2,098	0	△ 2,098		△ 3,525,203	0	△ 3,525,203		3,523,105	0	3,523,105
当期正味財産増減額 (当期純増益金額)	△ 4,179,774		△ 2,098	0	△ 2,098		△ 3,525,203	0	△ 3,525,203		3,523,105	0	3,523,105
正味財産期首残高	9,523,778				5,344,004				9,523,778				△ 4,179,774
正味財産期末残高	5,344,004				5,341,906				5,998,575				△ 656,669

# 「公益社団法人移行認定」について（報告）

## 移行手続きの流れ

### 1. 移行認定書

#### 移行手続きの流れ

下記の通りです。

1. 公益社団法人移行の総会決議
2. 移行申請（平成25年5月）
3. 臨時総会による「定款変更の案」修正
3. 公益等認定委員会との協議
4. 公益等認定委員会の答申
5. 認定書交付
6. 移行登記（平成25年12月）

当法人移行設立時における関係書類の写しを添付しました。

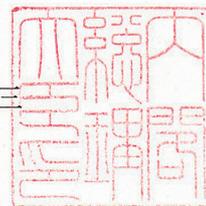
1. 移行認定書
2. 登記簿（履歴事項全部証明書 写）
3. 公益社団法人北海道倶楽部 定款
4. 公益社団法人北海道倶楽部 会費規程
5. 公益社団法人北海道倶楽部 報酬規程



府益担第7076号  
平成25年12月27日

社団法人北海道倶楽部  
代表者 西村 守正 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



認定書

平成25年5月9日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定する。

## 2. 登記簿（履歴事項全部証明書 写）

### 履歴事項全部証明書

東京都千代田区永田町二丁目17番17号  
公益社団法人北海道倶楽部  
会社法人等番号 0100-05-003488

名称	公益社団法人北海道倶楽部	
主たる事務所	東京都千代田区永田町二丁目17番17号	
法人の公告方法	電子公告による。 http://hokkaido-c.or.jp/ 当法人の公告は、事故その他止むを得ない事情により、前項の電子公告ができない場合には官報に掲載する。	
法人成立の年月日	昭和41年11月28日	
目的等	<p>目的 この法人は、北海道及び北海道内の市町村（関係の団体を含む。以下「北海道等」という。）の健全な発展に寄与することを目的とする。 この法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 北海道等のための広報活動 (2) 北海道等が主催・共催・後援する地域活性化事業の支援活動 (3) 北方領土返還運動 (4) 北海道等へのふるさと納税等寄附の推進運動 (5) 北海道新幹線早期実現運動 (6) 上記各号を達成するための広報紙の発行、講演会の開催及びイベントの開催・参加 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
役員に関する事項	東京都渋谷区代々木五丁目21番2号 代表理事 松田昌士	平成26年1月6日就任
	東京都世田谷区代沢五丁目26番9号 代表理事 西村守正	平成26年1月6日就任
	理事 松田昌士	平成24年3月23日重任
	理事 小池明夫	平成24年3月23日重任
	理事 村上隆男	平成24年3月23日重任

整理番号 ち263812 \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/2

東京都千代田区永田町二丁目17番17号  
公益社団法人北海道倶楽部  
会社法人等番号 0100-05-003488

	理事 西村守正	平成24年3月23日重任
	理事 岡村進	平成24年3月23日重任
	理事 香西慧	平成24年3月23日重任
	理事 本間修	平成24年3月23日重任
	監事 五十嵐紀男	平成25年2月21日就任
	監事 森田松太郎	平成24年3月23日就任
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	平成26年1月6日社団法人北海道倶楽部を名称変更し、移行したことにより設立 平成26年1月6日登記	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成26年1月9日

東京法務局  
登記官

杉浦直紀



2/2

### 3. 公益社団法人北海道倶楽部 定款

(公益社団法人北海道倶楽部定款)

# 公益社団法人北海道倶楽部 定款

名称変更による設立 平成 26 年 1 月 6 日

公益社団法人北海道倶楽部

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所あるいは支部を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道及び北海道内の市町村（関係の団体を含む。以下「北海道等」という。）の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北海道等のための広報活動
- (2) 北海道等が主催・共催・後援する地域活性化事業の支援活動
- (3) 北方領土返還運動
- (4) 北海道等へのふるさと納税等寄附の推進運動
- (5) 北海道新幹線早期実現運動
- (6) 上記各号を達成するための広報紙の発行、講演会の開催及びイベントの開催・参加
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、原則として首都圏を中心に日本全国において行い、必要により海外においても行う。

## 第3章 会員

(法人の会員)

第5条 この法人は、個人、法人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の正会員、維持会員、登録会員、賛助会員となった者をもって構成する。

(会員の種別)

第6条 この法人の会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、次条の規定により理事会の承認を受けた個人
- (2) 維持会員 この法人の目的に賛同し、次条の規定により理事会の承認を受けた法人並びに団体
- (3) 登録会員 この法人の目的に賛同し、維持会員から推薦を受け、次条の規定により理事会の承認を受けた個人
- (4) 賛助会員 上記各号の会員以外で、この法人の目的に賛同し、理事会が別途定める規定の適用を受けたもので、会員に関する次条以下の本章の規定の適用を受けない個人、法人又は団体
- (5) 名誉会員 理事会の決議により名誉会員として推薦を受けた正会員

2 維持会員は口数単位で入会するものとし、一口当たり登録会員を最多2名まで推薦することができる。なお、維持会員は推薦することができる最多登録会員総数に相当する第8条の経費等の支払義務を負う。

3 正会員及び維持会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、この法人が第3条の目的達成のため第4条の事業を行う公益社団法人であることを了承したうえ、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用及び年度の決算により不足を生じた費用等に充てるため、正会員及び維持会員は会員になった時及び毎年、理事会において別に定める経費等を支払う義務を負う。但し、名誉会員に対しては支払い義務を免除する。

2 理事会の定めるところにより、本条第1項により支払われる経費等の額及びその他の収益は、原則として公益目的事業に係る収益とするが、管理業務に係る必要な費用の額を限度に管理業務に係る収益に充当する事が出来る。

3 既納の経費等はいかなる理由があっても、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は理事会の定める退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。但し、退会年度までの前条の経費等は支払わなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、第17条第2項第1号の決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条の場合のほか次の各号の一つに該当するときはその資格を失う。

- (1) 第8条の経費の支払義務を3年以上履行しなかったとき
- (2) 登録会員について、推薦をした維持会員が書面で推薦取消の通知をしてきたとき
- (3) 後見開始、保佐開始、又は補助開始の審判
- (4) 死亡、失そう宣告又は解散

2 維持会員が会員資格を失ったときは、当該維持会員が推薦した登録会員もまた同時にその会員資格を失う。

## 第4章 会員総会

(会員総会の構成、種類)

第12条 この法人の会員総会は、第3章第6条第3項の社員たる会員をもって構成し、定時会員総会と臨時会員総会の2種類とする。

2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 前各号に定めるもののほか、この定款及び法令に規定する事項

(開催)

第14条 定時会員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時会員総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要とした場合
- (2) 社員の議決権総数の5分の1以上を有する社員から、会員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面による開催の請求があった場合

(招集)

第 15 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 第 14 条第 2 項第 2 号の請求があった場合には、理事長はその請求のあった日から 30 日以内の日を会員総会の日とする招集通知を発しなければならない

3 会員総会を招集するときは、日時、場所、会員総会の目的である事項、書面決議及び電磁的決議に関する事項を記載した書面により、2 週間前までに通知を発する。

4 承諾を得た社員に対しては、前項の書面による通知にかえて電磁的方法により通知を行うことができる。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、理事長とする。但し、理事長に支障あるときは、副理事長が互選により議長をつとめる。

(決議)

第 17 条 会員総会の決議は、総社員の議決権の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他一般法人法に定められた事項

(議決権の行使)

第 18 条 社員は、第 15 条の定めに基づき理事会が定めたところにより予め通知された会員総会の議案について、事前に書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

2 前項のほか、社員は書面又は電磁的方法により会員総会における議決権の行使を委任することができる。

3 前 2 項の場合における第 17 条の規定の適用については、当該社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び出席理事の中から指定した議事録署名人 2 人が、署名若しくは記名押印をしなければならない。

## 第 5 章 役員、評議員、名誉会長、相談役、顧問及び参与

(役員の種類)

第 20 条 この法人には、次の役員を置く。

ア 理 事 5 名以上 10 名以内

イ 監 事 3 名以内

(役員の選出)

第 21 条 理事及び監事は、正会員の中から、会員総会の決議により選任する。

2 理事会の決議により、理事の中から会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長若干名及び常務理事 1 名を定める。

(理事の職務権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

2 会長及び理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。会長は、主にこの法人の対外的業務を掌理し、理事長はこの法人の内部的業務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、副理事長は、理事長を補佐して、それぞれこの法人の業務を執行する。

4 常務理事は、会長、副会長、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。

5 会長及び理事長をして一般法人法第 91 条第 1 項第 1 号に定める代表理事とし、副会長、副理事長及び常務理事をして同第 2 号に定める業務を執行する理事とする。

6 前項の代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況

を理事会に報告しなければならない。

7 理事は、事務局業務に関して使用人として受ける給与及び理事の業務にともなう交通費などの業務費用を除いて、理事の業務については無報酬とする。

(監事の職務権限)

第 23 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を監査する。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会の開催を請求する。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- (6) 理事が会員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を会員総会に報告する。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が発生するおそれがあるときは、当該理事に対してその行為をやめることを請求する。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

2 第 22 条第 7 項（無報酬）の規定は監事に準用する。

(評議員の職務)

第 24 条 この法人は、第 20 条に定める役員のほか、評議員を置く。

- 2 評議員は 50 名以内とし、正会員若しくは登録会員の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ倶楽部運営に関する重要事項を評議し、理事会に答申する。
- 4 評議員は、議長 1 名及び副議長 3 名以内を互選する。
- 5 第 22 条第 7 項（無報酬）の規定は評議員に準用する。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与)

第 25 条 この法人に、名誉会長、相談役、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。
- 4 第 22 条第 7 項（無報酬）の規定は名誉会長、相談役、顧問及び参与に準用する。

(役員ほかの任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、その任期満了後でも、第 20 条に定める定数に足りなくなる場合においては、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- 3 評議員、名誉会長、相談役、顧問及び参与の任期は第 1 項に準ずる。

(役員ほかの退任、解任)

第 27 条 理事及び監事は、辞任及び第 9 条乃至第 11 条に該当した場合退任とするほか会員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合には、第 17 条第 2 項第 2 号による。

- 2 評議員、名誉会長、相談役、顧問及び参与は、辞任及び第 9 条乃至第 11 条に該当した場合退任とするほか理事会の決議によって解任することができる。

## 第 6 章 理事会、評議員会及び部会

(理事会の構成)

第 28 条 この法人は、理事会を置く。理事会はすべての理事により構成される。

- 2 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事会の権限)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解任
- (5) 第 6 条第 1 項第 4 号に定める賛助会員に関する規定の作成
- (6) 第 7 条に定める入会会員の承認
- (7) 名誉会長、評議員、相談役、顧問及び参与の推薦及び解任

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(理事会の開催)

第 30 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会から成り、通常理事会は毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長及び理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、原則として理事長が招集する。

2 理事会の招集通知は、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に支障のあるときは会長が、会長に支障のあるときは出席理事の互選により議長を選任する。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事が提案した決議事項について理事（当該事項につき議決に加わることができる理事に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(理事会の報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会の議事録等)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果

- (3) 決議事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 出席した理事及び監事の氏名
- (6) その他、法令に規定する事項

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、若しくは記名押印しなければならない。

3 前項の議事録（第 33 条第 3 項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を含む）については、理事会の日（第 33 条第 3 項の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(評議員会の開催ほか)

第 36 条 評議員会は原則として毎事業年度に 2 回以上開催することとし、議長がこれを招集する。議長に事故あるときは副議長がこれを代行する。

2 評議員会に関する規定は、この定款に定めるほか必要により理事会で定める。

(評議員会の決議)

第 37 条 評議員会の決議は、評議員の 3 分の 1 以上が出席し、その過半数でこれを決する。

2 前項の出席については委任状による代理出席を認める。

(評議員会の議事録)

第 38 条 評議員会の議事については、議事録を作成し、出席した評議員 2 名以上がこれに署名し若しくは記名押印しなければならない。

(部会の開催ほか)

第 39 条 この法人の目的を達成するために、任意の機関として部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、会員のうちから理事会が選任する。

3 部会に関する規定は、この定款に定めるほか必要により理事会で定める。

## 第 7 章 基金

(基金の抛却)

第 40 条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛却を求めることができる。

(基金の募集等)

第 41 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、基金の募集前に理事会において別に定める「基金取扱い規程」を適用する。

(基金の抛却者の権利)

第 42 条 基金の抛却者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日まではその返還を請求することができない。

(基金の返還手続)

第 43 条 基金の返還は、定時会員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 44 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとする。

2 代替基金は、これを取り崩すことはできない。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 45 条 この法人の資産は、次の各号に記載するものをもって構成する。

- (1) 社団法人北海道倶楽部から承継した財産
- (2) 第 8 条の定めにより支払われた経費等
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実

- (5) 寄附金品
- (6) 基金
- (7) その他の収入

(資産の種類別)

第46条 この法人の資産を分けて、特定資産（公益目的事業財産、特定費用準備資金など特定の目的のために使途等に制約を課した資産で遊休財産以外の資産をいう。）とその他資産の2種とする。

(資産の管理・運用)

第47条 この法人の資産の管理、運用は、理事会において別に定める「資産管理運用規程」に基づき、理事長が行う。  
2 特定資産は、当該特定目的以外のために消費し又は担保に供してはならない。但しこの法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、予め理事会及び会員総会の決議を経て、その一部に限り消費し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第48条 この法人の経費は、その他資産をもって支弁される。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画及び収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始前までに理事長が作成し、理事会の承認を得て会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 予算外で相当額の支出を伴う重要な事業計画の変更あるいは追加を行う場合は、改めて理事会の承認を得なければならない。

3 第1項の書類については、毎事業年度開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に次の各号に記載の書類を理事長が作成し、監事の監査及び理事会の承認を得たのち、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類
- (6) 財産目録

2 この法人は、前項の書類を法令の定めに基づき、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

3 この法人は、第1項の会員総会終了後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の処分)

第52条 この法人の収支決算において剰余金があるときは、理事会の決議及び会員総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を特定資産に繰り入れ、又は遊休財産として翌年度に繰り越すものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この法人の定款は、会員総会の決議により変更することができる。

2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(解 散)

第54条 この法人は、一般法人法に規定する事由及び会員総会の決議により解散する。

2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 事務局

(事務局)

第 57 条 この法人は、この法人の事業を実施し事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び必要な職員(派遣等を含む)を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局長は、理事長の命により、事務局を統轄する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(帳簿等の備え置き)

第 58 条 主たる事務所及び従たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類(書面又は電磁的方法により整備)を備え置くものとする。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 認定、許可、認可及び登記等に関する書類
  - (5) 定款に定める会議等の議事録
  - (6) 財産目録
  - (7) 事業計画書及び予算書
  - (8) 事業報告書及び決算書等の計算書類
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類等
- 2 前各号の帳簿等の備え置き場所、保存期間及び閲覧方法等については、法令の定めるところによる。

## 第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 59 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第 60 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

## 第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 61 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他止むを得ない事情により、前項の電子公告ができない場合には官報に掲載する。

## 第 13 章 附則

(委任)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 63 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

第 64 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の代表理事)

第 65 条 この法人の最初の代表理事は以下の通りとする。

松田昌士、西村守正

(定款の施行日)

第 66 条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上

## 4. 公益社団法人北海道倶楽部 会費規程

(公益社団法人北海道倶楽部 会費規程)

### 公益社団法人北海道倶楽部 会費規程

名称変更による設立 平成 26 年 1 月 6 日

### 公益社団法人北海道倶楽部

(公益社団法人北海道倶楽部 会費規程)

#### 公益社団法人北海道倶楽部会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 8 条の規定に基づき、公益社団法人北海道倶楽部（以下、「倶楽部」という。）の正会員及び維持会員の経費等を支払う義務により倶楽部に支払うこととなる入会金及び年会費の納入、必要な事項を定める。

(入会金及び年会費)

第 2 条 正会員は倶楽部に入会の際に 5 千円を納入する。

2 年会費は以下の通りとする。

(1) 正会員の年会費 15,000 円

(2) 維持会員は一口当たり年会費 30,000 円

(会費等の納入)

第 3 条 入会金及び年会費は倶楽部の請求に基づき、指定した期日までに前納するものとする。

(会費の免除)

第 4 条 名誉会員に対しては年会費の支払い義務を免除する。

2 10 月以後 12 月までに中途入会した正会員の入会初年度の年会費は免除する。

(会員資格の喪失)

第 5 条 入会金及び年会費の支払義務を 3 年以上履行しなかったときは、会員資格を喪失する。

(会費の使途)

第 6 条 原則として、入会金及び年会費は公益目的の事業に係る収益とするが、管理業務に係る必要な費用の額を限度に管理業務に係る収益に充当する事が出来る。

(会費等の返還)

第 7 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金等はいかなる理由があっても、これを返還しない。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 5. 公益社団法人北海道倶楽部 報酬規程

(公益社団法人北海道倶楽部 報酬規程)

### 公益社団法人北海道倶楽部報酬規程

(理事の報酬)

第 1 条 公益社団法人北海道倶楽部（以下、「倶楽部」という。）の定款第 22 条第 7 項により、倶楽部の理事は、事務局業務に關して使用人として受ける給与及び理事の業務にともなう交通費などの業務費用を除いて、理事の業務については無報酬とする。

(監事の報酬)

第 2 条 定款第 23 条第 2 項に定めるところにより倶楽部の監事に対する業務の報酬は前条に準じる。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は會員總會の決議により行う。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(公益社団法人北海道倶楽部 報酬規程)

## 公益社団法人北海道倶楽部報酬規程

名称変更による設立 平成 26 年 1 月 6 日

社団法人北海道倶楽部

理事及び監事選任（選任決議事項） その他（報告事項）	
<p><b>理事及び監事の選任</b></p> <p>次期理事・監事 （本総会決議事項） 任期 本総会終結後から、 本総会終結後2年以内 に終了する事業年度の うち、最終のものに関 する定時会員総会の終 結の時まで</p>	<p>1. 定款第21条第1項により、本会員総会の決議により選任する理事及び監事の候補者。</p> <p>(1) 理事 松田昌士、小池明夫、村上隆男、西村守正、岡村進、香西慧、本間修 (すべて重任)</p> <p>(2) 監事 五十嵐紀男（重任） 亀岡義一（新任） 以上の理事、監事の選任をお願いします。</p>
<p><b>その他</b></p> <p>本会員総会終結までの 役員について 任期 平成26年1月6日 から 本総会終結時まで  (定款記載事項及び理 事会決議事項の報告)</p>	<p>1. 公益社団法人移行時に辞任しなかった、旧法人の理事と幹事 (新法人の最初の理事と監事、任期本総会終結時まで)</p> <p>(1) 理事 松田昌士、小池明夫、村上隆男、西村守正、岡村進、香西慧、本間修</p> <p>(2) 監事 五十嵐紀男、森田松太郎</p> <p>2. 定款第65条で最初の代表理事とされた役員 代表理事 松田昌士、代表理事 西村守正</p> <p>3. 定款第21条第2項に定める、理事の中より理事会の決議により定めることとされる、会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名及び常務理事1名。(平成26年1月6日臨時理事会の決議)</p> <p>なお、定款第22条第5項の定めで、会長及び理事長は一般法人法第91条第1項第1号に定める代表理事、副会長、副理事長及び常務理事は同第2号に定める業務を執行する理事とされる。</p> <p>(1) 会長（代表理事）松田昌士 (2) 理事長（代表理事）西村守正 (3) 副会長（業務執行理事）小池明夫、村上隆男 (4) 副理事長（業務執行理事）岡村進、香西慧 (5) 常務理事（業務執行理事）本間修</p> <p>2. 定款第21条第2項に定める、理事の中より理事会の決議により定めるこ</p>

	<p>ととされる、会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名及び常務理事1名。</p> <p>なお、定款第22条第5項の定めで、会長及び理事長は一般法人法第91条第1項第1号に定める代表理事、副会長、副理事長及び常務理事は同第2号に定める業務を執行する理事とされる。</p> <p>(本総会後、最初の理事会で決議される事項であるが、想定される決議は下記の通りである。)</p> <p>(1) 会長(代表理事) 松田昌士  (2) 理事長(代表理事) 西村守正  (3) 副会長(業務執行理事) 小池明夫、村上隆男  (4) 副理事長(業務執行理事) 岡村進、香西慧  (5) 常務理事(業務執行理事) 本間修</p>
<p>評議員について 任期 理事長の委嘱後、 本総会終了後2年以内に終了する事業年度の うち、最終のものに関 する定時会員総会(平 成28年3月)の終結 の時まで。</p>	<p>定款第24条第2項により、正会員若しくは登録会員の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する50名以内の評議員。</p> <p>(理事会権限であるが、別途、本総会後早い時期に、開催される理事会で評議員を推薦、理事長が委嘱を行うと想定される)。</p>
<p>名誉会長、相談役、顧問及び参与について (任期評議員に同じ。)</p>	<p>定款第25条第2項により、理事会の推薦により、理事長が委嘱する若干名の名誉会長、相談役、顧問及び参与。</p> <p>(理事会権限であるが、別途、本総会後早い時期に、開催される理事会で推薦、理事長が委嘱を行うと想定される。)</p>
<p>部会の構成員について (役員名称及び任期他の部会の詳細は理事会で別途定める。)</p>	<p>定款第39条第2項により、会員のうちから理事会が選任する部会の構成員。</p> <p>(定款第39条第3項により部会の詳細は別途理事会で定める。)</p> <p>(理事会権限であるが、別途、本総会後早い時期に、開催される理事会で決議を行うと想定される。)</p>
<p>事務局について</p>	<p>理事会の決議で、事務局長ほか事務局は旧社団法人の体制を引き継ぐとされている。(平成26年1月6日臨時理事会の決議)</p>





平成 26 年 2 月 17 日

# 公益社団法人北海道倶楽部 平成 25 年度定時会員総会招集通知

維持会員、正会員 各位

公益社団法人北海道倶楽部  
理事長 西村 守正

公印省略

平成 25 年度定時会員総会を下記の通り行いますので、お忙しいところ恐縮ですがご参集下さい。  
記

## 開催日時：

平成 26 年 3 月 5 日 12 時 30 分より（約 1 時間の予定。12 時開場。昼食の用意はありません。）

## 開催場所：

サッポロビール(株)本社 1 階大講堂  
渋谷区恵比寿 4-20-1、03 - 5475 - 8065

## 議事に付すべき事項：

別紙「平成 25 年度定時会員総会 議案」の通り。

## 議決権行使会員：（今総会から変更されました）

公益社団法人に移行後、会員総会の議決権を持つ会員は、「維持会員」及び「正会員」で、各 1 個の議決権を持っています。登録会員は今総会から除外されます。（なお、維持会員として議決権行使書を持参し、議決権を行使することが出来ます。）

## 議決権行使方法について：

議決権は、議決権を持つ「維持会員」及び「正会員」が下記の方法により行使して下さい。

1. 「会員総会出席による議決権行使」
2. 「委任による議決権行使」（無記入で送付された場合は議長に委任）
3. 「事前の議決権行使」

いずれも、招集通知に同封した【北海道倶楽部定時会員総会の出欠について】に記入の上、「郵送」、「FAX」、又は「スキャンしたものをメールに添付」の方法で 3 月 3 日までに北海道倶楽部宛に送付して下さい。

会員総会の招集通知は北海道倶楽部に登録された会員（社員）の住所地に送付しています。招集通知に同封した、【北海道倶楽部定時会員総会の出欠について】の用紙（右欄参照）を使って倶楽部宛に送付されたご連絡は会員の真正な意思表示とさせていただきます。

### 1. 会員総会出席による議決権行使：

会員総会出席者は原則として「議決権行使書と議案」を持参の上、会員総会に出席し議決権を行使する。

### 2. 委任による議決権行使：（定款第 18 条第 2 項）

招集通知に同封した【北海道倶楽部定時会員総会の出欠について】に印刷された【議決権行使の委任】欄に記入の上、北海道倶楽部宛に送付する。

受任者は原則として議決権行使書を持参の上、会員総会に出席し議決権を行使する。

### 3. 事前の議決権行使：（定款第 18 条第 1 項）

招集通知に同封した【北海道倶楽部定時会員総会の出欠について】に印刷された【書面又は電磁的方法による事前議決権行使】欄に記入の上、北海道倶楽部宛に送付する。

以上

**公益社団法人北海道倶楽部（TEL:03-3581-4021）**

郵送先：〒100-0014 東京都千代田区永田町 2 丁目 17-17

FAX 先：03-3581-4022

mail：hkkl-clb@soleil.ocn.ne.jp

## 【北海道倶楽部定時会員総会の出欠について】(例示)

（下記□にチェックを入れ至急送ってください。）

全ての記入がない場合は、議決権行使を議長に委任するものとさせていただきます。

### 【北海道倶楽部定時会員総会の出欠について】

出席（議決権行使書と議案をご持参ください。）

欠席

#### 【欠席の場合の議決権行使】

【議決権行使の委任】（記入がない場合は議長とします。）

議長に委任する。

議決権行使書持参者に委任する。

▼出席、委任の方は以下に記入しないで下さい。記入は無効です。

#### 【書面又は電磁的方法による事前議決権行使】

（“否”の場合のみ下記□内に×をご記入ください。）

##### 承認事項

正味財産増減計算書

貸借対照表

財産目録

キャッシュフロー計算書

計算書類に対する注記

監査報告書

##### 選任事項

（1）理事（候補者）

松田昌士  小池明夫

村上隆男  西村守正

岡村進  香西慧

本間修

（2）監事（候補者）

五十嵐紀男

亀岡義一

平成 26 年 3 月 5 日（維持会員・正会員の ID、お名前）

**事前に印刷してあります。**

至急送付ください。3 月 3 日必着でお願いいたします。  
この葉書を「郵送」、「FAX」又は「スキャンしメールに添付」してください。  
NO. \_\_\_\_\_